令和７年度版

宇土市

まちづくりハンドブック

まちづくりハンドブックは、市民（住民、自治組織、市民活動団体等）を対象としている支援制度や事業を取りまとめたハンドブックです。

※当データは、令和７年６月１日現在のものです。また、申請時期等の関係で掲載のない支援制度や事業があります。

発行：まちづくり推進課

【掲載事業一覧】

No.	事業名	担当課
1	宇土市消防防災施設等整備費補助金	危機管理課
2	宇土市まちづくり基金助成金(LED防犯灯整備の取組)	まちづくり推進課 (市民活動支援係)
3	宇土市まちづくり基金助成金(自治組織の備品整備の取組)	
4	宇土市まちづくり基金助成金(自治組織の施設整備の取組)	
5	宇土市まちづくり基金助成金(地域活性化につながる取組)	
6	宇土市まちづくり基金助成金(地域の宝活用の取組)	
7	宇土市まちづくり基金助成金(人材育成につながる取組)	
8	宇土市定住移住促進補助金	(定住移住推進係)
9	宇土市結婚新生活支援事業補助金	
10	空き家バンク制度	
11	宇土市空き家バンク登録物件補助金	
12	宇土市はり、きゅう、マッサージ施設利用者助成	市民保険課 (国保年金係)
13	宇土市後期高齢者はり、きゅう、マッサージ施設利用者助成	
14	宇土市家庭用給排水施設等整備事業補助金	環境交通課
15	宇土市浄化槽設置事業補助金	
16	宇土市ごみ集積場設置整備事業補助金	
17	宇土市雨水浸透ます設置補助金	
18	宇土市雨水タンク設置補助金	
19	ボランティア清掃活動に伴うごみ袋等の支給及びゴミ等の収集	
20	チャイルドシート貸出事業	
21	宇土市防犯カメラ設置支援補助金	
22	宇土市生ごみ処理機購入補助金	
23	生活困窮者自立支援事業	福 祉 課 (福祉政策係)
24	ふくしの相談窓口	
25	宇土市重度心身障害者医療費助成	(障がい者支援係)
26	宇土市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	
27	宇土市障害者等コミュニケーション支援事業	
28	宇土市障害者等移動支援事業	
29	宇土市障害者等日常生活用具給付等事業	
30	宇土市人工内耳用音声信号処理装置給付事業	
31	宇土市声の広報発行事業	
32	宇土市知的障害者職親委託制度事業	
33	宇土市日中一時支援事業	
34	宇土市福祉タクシー料金助成事業	
35	宇土市補装具費の支給	
36	宇土市在宅障害者紙おむつ費等助成事業	
37	宇土市難聴児補聴器購入費助成事業	
38	宇土市在宅心身障がい者介護手当	
39	宇土市在宅高齢者介護手当	高齢者支援課 (高齢者支援係)
40	宇土市敬老祝金	
41	宇土市敬老事業補助金	
42	宇土市高齢者世帯等住宅用防災警報器給付事業	
43	宇土市電動アシスト自転車購入費補助金	
44	宇土市老人クラブ補助金	

No.	事業名	担当課
45	宇土市家族介護用品給付事業	高齢者支援課 （高齢者支援係）
46	宇土市緊急通報装置貸与等事業	
47	宇土市食の自立支援事業	
48	児童手当	子育て支援課 （子育て給付係）
49	児童扶養手当	
50	宇土市子ども医療費助成	
51	宇土市ひとり親家庭等医療費助成	
52	宇土市母子家庭等高等職業訓練促進費	
53	宇土市母子家庭等自立支援教育訓練給付金	
54	宇土市ひとり親家庭等日常生活支援事業	
55	宇土市ひとり親家庭児童入学祝金	
56	宇土市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
57	宇土市病児・病後児保育事業	（保育支援係）
58	認可外保育施設利用助成事業	
59	宇土市ファミリーサポートセンター事業	こども家庭センター
60	宇土市産後ママサポート事業	
61	宇土市子育て支援短期利用事業	
62	低所得妊婦初回産科受診費助成事業	
63	宇土市不妊治療費助成事業	健康づくり課 （母子保健係）
64	宇土市不育症治療費助成	
65	宇土市妊産婦健康診査助成	
66	宇土市妊婦歯科健康診査助成	
67	宇土市産後ケア事業	
68	妊婦のための支援給付制度	
69	宇土市新生児聴覚検査費用助成事業	
70	１か月児健康診査費用助成事業	
71	宇土市予防接種事業	
72	宇土市予防接種助成金	
73	各種健康診断・がん検診	（健康推進係）
74	若年がん患者在宅療養生活支援事業補助金	
75	がん患者アピアランスケア推進事業補助金	
76	熊本健康アプリ「もっと健康！げんき！アップくまもと」	
77	緑化推進事業（個人植樹活動助成）	農林政策課 （農林振興係）
78	緑化推進事業（地区植樹活動助成）	
79	宇土市有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金	
80	宇土市里道等整備補助金	土 木 課 （庶務係）
81	市道等清掃ボランティア支援事業	
82	宇土市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金	
83	宇土市危険樹木伐採事業補助金	
84	宇土市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金	都市整備課 （建築住宅係）
85	宇土市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	
86	宇土市戸建て木造住宅耐震診断事業補助金	
87	宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金（建替え設計及び建替え工事一括補助）工事）	

No.	事業名	担当課
88	宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金(耐震改修設計及び耐震改修工事一括補助)	都市整備課 (建築住宅係)
89	宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金(耐震シェルター工事)	
90	宇土市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金	
91	宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金	
92	宇土市特定公共賃貸住宅における子育て世帯移住促進助成金	
93	宇土市就学援助	学校教育課(学務係) (総務係)
94	宇土市入学準備祝金	
95	宇土市自治公民館等整備事業補助金	生涯活動推進課 (生涯学習係) (スポーツ振興係)
96	宇土市民スポーツ大会出場補助金及びジュニアスポーツ大会出場加算補助金	
97	宇土市芸術文化大会出場補助金	文 化 課

１．宇土市消防防災施設等整備費補助金

担当課：危機管理課　危機管理係

■目的及び概要

目的：地域における消防及び防災施設等の充実強化を図るため。
概要：地区等が整備する施設及び設備の設置等に関して、予算の範囲内で補助金を交付するもの。

■対象者

自治組織等（宇土市行政区及び行政区長の設置に関する規則（令和２年規則第２号）第２条第２号に規定する自治組織及び公共的団体）

■対象事業等

(1)　消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第７号）第３条に満たない消防水利の新設又は改修
(2)　前号に規定する以外の施設の新設及び改修
(3)　設備の整備
(4)　その他市長が必要と認める事業

■財政支援措置

補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内とし、次の各号に掲げる限度額の範囲内とする。
ただし、算定した補助金の額に、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

補助対象事業	補助率	限度額
消防水利の基準 (昭和 39 年消防庁告示第７号) 第３条に満たない消防水利の新設又は改修	対象経費の１/２以内	１５万円
前号に規定する以外の施設の新設及び改修	対象経費の１/２以内	５０万円
設備の整備	対象経費の１/２以内	１５万円
その他市長が必要と認める事業	対象経費の１/２以内	１５万円

■申請時期

随時受付。ただし、補助申請しようとする事業を開始する前に補助金交付申請を行い、交付決定後に事業を開始すること。

■根拠法令等

宇土市消防防災施設等整備費補助金交付要綱

■その他

補助申請を行う事業は、当該年度内に完了する事業とする。また、補助により整備する施設及び設備については適切な管理を行わなければならない。

２．宇土市まちづくり基金助成金（ＬＥＤ防犯灯整備の取組）

担当課：まちづくり推進課　市民活動支援係

■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

自治組織又は地区振興会

■対象事業等

地域において歩行者等の夜間における通行の安全を確保し、防犯に資するためＬＥＤ防犯灯を整備する事業。

≪助成対象経費≫

① 工事請負費
② 委託料
③ 原材料費
④ 役務費（手数料）
⑤ その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

(1) 補助率：3/4 以内
(2) 限度額：1 灯につき 3 万 5 千円

■申請時期

随時受付。
ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則

3．宇土市まちづくり基金助成金（自治組織の備品整備の取組）

担当課：まちづくり推進課　市民活動支援係

■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

自治組織

■対象事業等

自治組織の住民活動に必要な備品の整備事業。

≪助成対象経費≫

① 備品購入費
② その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

(1) 補助率：1/3 以内
(2) 限度額：10 万円

■申請時期

随時受付。
ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

≪助成金交付回数≫

1 年度当たり 1 事業実施者につき 1 回まで

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則

4．宇土市まちづくり基金助成金（自治組織の施設整備の取組）

担当課：まちづくり推進課　市民活動支援係

■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

自治組織

■対象事業等

自治組織の住民活動に必要な施設（自治公民館等）の整備事業。ただし、助成対象経費が 3 万円未満の事業を除く。なお、施設整備とは、建物等の構造物の新築・増築・改修又は取得をいう。

≪助成対象経費≫

① 工事請負費
② 委託料
③ 原材料費
④ その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

(1) 補助率：1/3 以内
(2) 限度額：30 万円
※ 台風や落雷等の自然災害により被災した施設（自治公民館等）を整備する場合には、【補助率：1/2 以内、限度額：50 万円】を適用する。

■申請時期

随時受付。
ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

≪助成金交付回数≫

1 年度当たり 1 事業実施者につき 1 回まで

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則

５．宇土市まちづくり基金助成金（地域活性化につながる取組）

担当課：まちづくり推進課　市民活動支援係

■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

自治組織又は市民活動団体

■対象事業等

地域住民の交流につながるソフト事業又はその他事業実施者が自主的かつ主体的に行う地域活性化につながる公益的なソフト事業。

≪助成対象経費≫

① 報償費
② 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び看板・横断幕等作成費）
③ 役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び保険料）
④ 委託料
⑤ 使用料及び賃借料
⑥ 原材料費
⑦ その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

(1) 補助率：1/2 以内
(2) 限度額：10 万円

■申請時期

随時受付。
ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

≪助成金交付回数≫

1 年度当たり 1 事業実施者につき 1 事業とし、1 事業につき 1 回まで。ただし、市長が複数年にわたる支援が必要と認める事業を継続する場合は、1 年度当たり 1 回の交付を 3 回を限度に受けることができる。

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則

６．宇土市まちづくり基金助成金（地域の宝活用の取組）

担当課：まちづくり推進課　市民活動支援係

■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

自治組織又は市民活動団体

■対象事業等

地域の名勝や公園、文化財周辺の整備等、地域拠点の活用につながるハード事業又はその他事業実施者が自主的かつ主体的に行う地域資源活用につながる公益的なハード事業

≪助成対象経費≫

①　工事請負費
②　委託料
③　原材料費
④　その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

(1)　補助率：1/2 以内
(2)　限度額：50 万円
※　事業実施による地域課題解決の効果が期待でき、モデル的な取組として、他地域への波及が期待できる事業を実施する場合は 300 万円。その場合、審査会による審査あり。

■申請時期

随時受付。
ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

≪助成金交付回数≫

1 年度当たり 1 事業実施者につき 1 回まで

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則

７．宇土市まちづくり基金助成金（人材育成につながる取組）

担当課：まちづくり推進課　市民活動支援係

■目的及び概要

地域住民が主体的かつ自主的に行う公益的なまちづくり活動並びに幅広い視野並びに優秀な技術及び能力を有する人材の育成のための財源に充てるため、宇土市まちづくり基金を設置し、以下の取り組みについて助成金を交付するもの。

■対象者

市内に住所を有する者で、将来にわたって本市の人材育成又は地域活性化のため、地域又は団体において指導的な役割を果たしえると認められる者

※　事業実施者が個人の場合は、上記に加え、市税等の滞納がない者

■対象事業等

人材育成及び地域活性化のための先進地（海外を含む。）視察研修等への参加事業。

≪助成対象経費≫

①　旅費（日当は除く。）
②　研修受講経費
③　その他市長が必要と認める経費

■財政支援措置

(1)　補助率：1/2 以内
(2)　限度額：10 万円
※　1 名以上が事業実施者となる場合は 20 万円

■申請時期

随時受付。
ただし、助成申請しようとする事業が、既に開始または終了している場合は、助成申請不可。

≪助成金交付回数≫
3 年度当たり 1 事業実施者（個人）につき 1 回まで

■根拠法令等

宇土市まちづくり基金条例施行規則

８．宇土市定住移住促進補助金

担当課：まちづくり推進課　定住移住推進係

■目的及び概要

指定区域（住吉中学校区及び網田中学校区）の定住及び移住を促進し、活性化を図るため、指定区域に住宅を取得した者に対し補助金を交付する。

■対象者

次の各号のいずれにも該当する方

(1)　取得した指定住宅（指定区域内に建築された、新築住宅又は建売住宅）又は購入した空き家の所在地に住民登録され、宇土市に定住の意思があること。

(2)　本人及び同一世帯員に、市税等の滞納がないこと。

(3)　宇土市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

■対象事業等

(1)　住宅取得支援事業　補助対象者が住宅を取得する事業

(2)　子育て世帯支援事業　補助対象者（同一世帯員に中学生以下の者がいる者に限る。）が、転入又は転居に伴い、住宅を取得し、又は空き家を購入する事業

※補助対象者が次の各号のいずれかに該当する住宅を取得する場合は対象となりません。

・宇土市新築住宅に対する固定資産税の減免に関する規則に基づく減免の対象となった住宅

・国、県、市等が交付する同様の趣旨の補助金の交付対象となった住宅

■財政支援措置

補助対象事業	補助金の額
住宅取得支援事業	指定住宅の取得に要した額とし、100 万円を上限とする。
子育て世帯支援事業	申請時点における補助対象者の同一世帯員（中学生以下の者に限る。）の人数に応じ、次に定める額 (1)　1 人　20 万円 (2)　2 人　50 万円 (3)　3 人以上　100 万円

■申請時期

所有権保存登記又は所有権移転登記後 1 年以内

■根拠法令等

宇土市定住・移住促進補助金交付要綱

■その他

①新築住宅　令和 6 年 4 月 1 日以降に新たに自己の居住の目的で建築された住宅をいう（旧住宅を解体し、新たな住宅を建築する建替を含む。）。

②建売住宅　令和 6 年 4 月 1 日以降に販売を目的として新たに建築された住宅で、居住の用途に供されたことがないものをいう。

９．宇土市結婚新生活支援事業補助金

担当課：まちづくり推進課　定住移住推進係

■目的及び概要

結婚に伴う新生活を開始する際の経済的な負担を軽減することにより、定住・移住の促進及び少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に補助金を交付します。

■対象者

新婚世帯（令和７年１月１日から令和８年３月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦）又は継続補助対象世帯（前年度に当該補助金の交付を受けた世帯であって、その受給額が１世帯当たりの補助上限額として定める額に達していない世帯）であって、次の各号のいずれにも該当する世帯。

(1)　申請日において、夫婦の双方又は一方が住居費又は引越費用に係る住居の住所で本市の住民基本台帳に記録されていること。
(2)　夫婦共に婚姻日における年齢が 39 歳以下であること。
(3)　夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、申請日において市税等の滞納がないこと。
(4)　過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、継続補助対象世帯は除く。
(5)　既に国、県及び市等から同様の趣旨の補助を受けたことがないこと。
(6)　夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、宇土市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

■対象経費

居住費、引越費用及びリフォーム費用。ただし、新婚世帯の２親等以内の親族に支払われた費用は除く

■財政支援措置

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までに支払われた、補助対象経費の合計額（1,000 円未満の端数切り捨て）とし、次の各号に定める額を上限額とする。

(1)　新婚世帯については、１世帯当たり 30 万円を上限とする。ただし、新婚世帯のうち夫婦の年齢がともに満 29 歳以下であるときは 60 万円を上限とする。
(2)　継続補助対象世帯については、前年度における補助上限額から前年度の補助金交付済額を控除した額を上限とする。

■申請時期

令和８年３月 31 日まで

■根拠法令等

宇土市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

１０．空き家バンク制度

担当課：まちづくり推進課　定住移住推進係

■目的及び概要

宇土市内に所在する空き家の適切かつ有効な活用の推進を図る。

宇土市内にある空き家（住宅・店舗）、空き地の売買・賃貸を希望する所有者から登録いただいた情報を、市ホームページを通して公開し、空き家・空き地の利用を希望する方（宇土市内に住む人も含む）に情報提供する制度。

※売買・賃貸借契約は、市又は所有者があらかじめ指定する不動産会社が媒介することになります。

■登録対象物件

(1)　空き家　個人の居住、店舗の営業等を目的として建築し、現に居住又は使用していない（居住又は使用しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地で、宇土市内にあるもの。

(2)　空き地　現に建物がない更地の宅地又は主として居住の用に供することができない建物がある宅地で、宇土市内にあるもの。

※未登記物件及び未相続物件は、他の相続人等、関係者の了解を得た上で、契約時に登記を行うことを条件として登録可能。

■物件登録者

所有者　空き家及び空き地に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売買、賃貸等ができる者。

■物件利用者

宇土市内外在住問わず、利用者登録により利用可能。ただし、法人は利用不可。

■申請時期

随時

■根拠法令等

宇土市空き家バンク制度実施要綱

■制度フロー

①　物件登録申請（所有者）
②　物件調査（不動産会社）
③　物件登録・ＨＰ掲載（宇土市）
④　内覧（利用者）
⑤　利用者登録（利用者）
⑥　交渉・契約（所有者・利用者・不動産会社）
⑦　引き渡し
⑧　登記（利用者）

１１．宇土市空き家バンク登録物件補助金

担当課：まちづくり推進課　定住移住推進係

■目的及び概要

宇土市内に存在する空き家を有効活用し、定住・移住の促進、関係人口の増加及び地域の活性化を図るため、空き家バンク登録物件の空き家に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

■補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助額及び申請期間

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助額	申請期間
空き家取得事業	空き家バンク登録物件の空き家を取得した利用者	(1)空き家と敷地の取得に係る費用 (2)空き家と敷地の登記に係る費用 (3)その他市長が認める費用	補助対象経費の合計額 【上限額】 指定区域 100 万円 指定区域外 50 万円	所有権移転登記後1年以内
空き家改修事業	空き家バンク登録物件の空き家において、賃貸借契約を締結した所有者（貸主）、又は利用者（借主）のいずれか	(1)空き家の改修に係る費用 (2)その他市長が認める費用	補助対象経費の合計額に 1/2 を乗じて得た額 【上限額】 指定区域 100 万円 指定区域外 50 万円	賃貸借契約後 1 年以内
家財撤去事業	空き家バンク登録物件の空き家において、売買契約・賃貸借契約を締結した所有者（売主・貸主）、又は利用者（買主・借主）のいずれか	(1)家財等の撤去に係る費用 (2)家財等の処分に係る費用 (3)その他市長が認める費用	補助対象経費の合計額 【上限額】 指定区域 20 万円 指定区域外 10 万円	所有権移転登記後又は賃貸借契約後1年以内

※上表の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するもの

(1)　宇土市への定住・移住、関係人口の増加又は地域の活性化を図る意思があること。
(2)　本人及び同一世帯員に、市税等（規則第 3 条第 3 項に規定する市税等をいう。）の滞納がないこと。
(3)　所有者又は利用者と 3 親等以内の親族でないこと。
(4)　宇土市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
(5)　既に国、県及び市等から同様の趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
(6)　法人でないこと。

■根拠法令等

宇土市空き家バンク登録物件補助金交付要綱

■その他

(1)　指定区域　宇土市立小中学校通学区域等に関する規則（平成 20 年教委規則第 4 号)別表第 2 に定める、住吉中学校区及び網田中学校区をいう。
(2)　指定区域外　前号で定める区域以外（鶴城中学校区）をいう。

１２．宇土市はり、きゅう、マッサージ施設利用者助成

担当課：市民保険課　国保年金係

■目的及び概要

国民健康保険被保険者の健康の保持増進に寄与するため、「はり、きゅう、マッサージ」施設を利用し、施術を受ける場合に要した費用の一部を助成するもの。

■対象者

国民健康保険制度の被保険者（1 世帯）

■対象となる施術

はり、きゅう、マッサージのいずれか 1 施術。ただし、末梢神経疾患及び運動器疾患に係るもので、施術料金が 2,000 円以上のものに限る。

■助成内容

(1)　利用券の交付枚数

各年度 1 世帯につき 20 枚

(2)　助成金額

利用券 1 枚につき　1,000 円

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市はり、きゅう、マッサージ施設利用者助成規則

１３．宇土市後期高齢者はり、きゅう、マッサージ施設利用者助成

担当課：市民保険課　国保年金係

■目的及び概要

後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進に寄与するため、「はり、きゅう、マッサージ」施設を利用し施術を受ける場合に要した費用の一部を助成するもの。

■対象者

後期高齢者医療制度の被保険者

■対象となる施術

はり、きゅう、マッサージのいずれか1施術。ただし、末梢神経疾患及び運動器疾患に係るもので、施術料金が2,000円以上のものに限る。

■助成内容

(1)　利用券の交付枚数
　各年度1人につき10枚
(2)　助成金額
　利用券1枚につき　1,000円

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市後期高齢者はり、きゅう、マッサージ施設利用者助成規則

１４．宇土市家庭用給排水施設等整備事業補助金

担当課：環境交通課　環境交通係

■目的及び概要

家庭用の給水施設、排水施設等の適正を保持するため家庭用給排水施設等を整備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

給水施設 … 専用水道(給水人口が 100 人以上の自家用の水道)及び飲料水供給施設(50 人以上 100 人以下を給水人口として人の飲用に供する施設)ならびに小規模飲料供給施設(5 戸以上の共有施設で人の飲用に供する施設)をいう。

排水施設 … 家庭排水を放流している 5 戸以上の共同施設（下水道整備地域又は道路側溝排水家庭を除く。）をいう。

■対象者

飲料水供給施設又は排水施設等の管理を行う者

■対象事業

水道給水区域外又は下水道整備地域外で次に掲げる要件をすべて満たす事業

(1) 飲料水供給施設、排水施設等の整備事業で事業費総額が100,000円以上であること。

(2) 給水、排水施設の管理について将来にわたり適切な管理が見込まれること。

(3) 当該年度中に完了する事業であること。

■財政支援措置

(1) 補助率：1/2 以内

(2) 限度額：50 万円以内

■申請時期

随時受付

■留意事項

交付決定を受けてから着工すること。

■根拠法令等

宇土市家庭用給排水施設等整備事業補助金交付要綱

１５．宇土市浄化槽設置事業補助金

担当課：環境交通課　環境交通係

■目的及び概要

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため設置する浄化槽（浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

■対象者

下水道認可区域外(下水道認可区域内のうち下水道への接続が困難と認める地域を含む。)に住宅又は生活の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅(延べ床面積の割合が 2 分の 1 以上を生活の用に供する住宅で共同住宅、下宿及び寄宿舎は除く。)を所有し、若しくは借り受け、又は建設する者で、当該住宅に汚水処理未普及解消につながる浄化槽を設置しようとする者

■対象事業等

既存又は新築住宅への浄化槽の設置

≪浄化槽の規格≫

延べ床面積が130㎡以下の住宅にあっては5人槽、延べ床面積が130㎡を超える住宅にあっては7人槽、延べ床面積が130㎡を超え、かつ台所及び浴室が2箇所以上の住宅にあっては10人槽とする。

■財政支援措置

(1)　補助額：浄化槽の設置に要する費用

(2)　限度額：　5 人槽　332,000 円
　　　　　　　7 人槽　414,000 円
　　　　　　　10 人槽　548,000 円

※　住吉中学校校区及び網田中学校校区に住居を新築し、合併浄化槽を設置した場合は、設置に要する費用に加えて 50 万円を限度として補助します。

※　既存単独処理浄化槽又はくみ取便所から浄化槽に転換する場合、単独処理浄化槽又は汲み取り便所の処分費に対する補助金が次の額を限度として加算されます。(条件あり)

転換前の施設	転換後の浄化槽	限度額
単独処理浄化槽 及びくみ取便所	5 人槽	166,000 円
	7 人槽	207,000 円
	10 人槽	274,000 円

※　既存単独処理浄化槽又はくみ取便所から浄化槽に転換する場合、既存単独処理浄化槽の撤去に要する費用を 12 万円を限度、既存くみ取便所の撤去に要する費用を 9 万円を限度として補助します。また、宅内配管工事に要する費用について、300,000 円を限度として補助します。

■申請時期

随時受付（ただし 3 月 15 日までに実績報告ができること）

■留意事項

交付決定を受けてから着工すること。

■根拠法令等

宇土市浄化槽設置事業補助金交付要綱

１６．宇土市ごみ集積場設置整備事業補助金

担当課：環境交通課　環境交通係

■目的及び概要

環境の美化及び清掃業務の円滑化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

■対象者

自治組織

■対象事業

(1)　ごみ収集容器（ごみの収集にのみ使用するもので、相当程度の耐久性があるものに限る。）の設置及びそのための地盤整備
(2)　資源ごみ分別収集のための用具を保管する設備設置及びそのための地盤整備
(3)　資源ごみ分別収集を雨天時も行うための集積場でのひさし程度の設備設置

■財政支援措置

(1)　補助率：1/2
(2)　限度額：5 万

■申請時期

随時受付

■留意事項

交付決定を受けてから着工すること。

■根拠法令等

宇土市ごみ集積場設置整備事業補助金交付要綱

１７．宇土市雨水浸透ます設置補助金

担当課：環境交通課　環境交通係

■目的及び概要

雨水の流出を抑制し都市型水害の軽減を図り、併せて地下水涵養に寄与し、生活環境を保全するため、市内の住宅等に雨水浸透ますを設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

・雨水浸透ます…雨水を受けるバケツのようなますで、雨水を地中に浸透させるものです。

■対象者

自ら居住する市内の既存住宅または新築住宅に、雨水浸透ますを設置する者（店舗との併用住宅を含む）で、次に掲げる要件を満たす者です。ただし、法人または営利を目的としての個人の設置は除きます。

(1)　市内に住所を有する方または新築住宅を建築し居住予定の者
(2)　本人及び世帯員に市税等の滞納がない者

■対象事業

次に掲げる要件のすべてを満たす雨水浸透ますの設置

(1)　敷地内の浸透条件を考慮し、排水量の多い雨どいから接続できる位置に設置すること。
(2)　雨水浸透ます標準構造図に適合するものまたはそれ以上の容量を有するものであること。
(3)　雨水以外のものを流入させないこと。

■財政支援措置

雨水浸透ます１基当たり　15,000円（上限４基）

■申請時期

随時受付

■留意事項

交付決定を受けてから着工すること。

■根拠法令等

宇土市雨水浸透ます設置補助金交付要綱

１８．宇土市雨水タンク設置補助金

担当課：環境交通課　環境交通係

■目的及び概要

地下水の保全及び水資源の有効利用を促進するため、雨水タンクを設置して雨水の有効利用を図る者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

雨水タンク…建物や倉庫などの屋根に降った雨を雨どいから集め、その水をためるものです。ためた水を植栽への散水に利用するなど、節水の効果があり、夏の打ち水や災害時の非常用の生活用水としても利用できます。

■対象者

自ら居住する市内の既存住宅または新築住宅に、雨水タンクを設置する者（店舗との併用住宅を含む。）で、次に掲げる要件を満たす者です。ただし、法人または営利を目的としての個人の設置は除きます。

(1)　市内に住所を有する方または新築住宅を建築し居住予定の者

(2)　本人及び世帯員に市税等の滞納がない者

■対象事業

次の条件を満たす雨水タンクの設置

(1)　製品として販売されており、一般に購入可能なものであること。

(2)　有効貯水量が50リットル以上であること。

(3)　建物の雨どい等に接続し、架台等に設置されていること。

※　補助の対象となる雨水タンクの基数は、同一の住宅につき1基とします。

■財政支援措置

(1)　雨水タンクの容量が200リットル以上の場合

1基につき上限35,000円（設置費含む。）

(2)　雨水タンク容量が200リットル未満

1基につき見積額の2分の1、上限24,000円（設置費含む。）

※　ただし1,000円未満の端数が生じた場合1,000円未満は切り捨てとします。

■申請時期

随時受付

■留意事項

交付決定を受けてから着工すること。

■根拠法令等

宇土市雨水タンク設置補助金交付要綱

１９．ボランティア清掃活動に伴うごみ袋等の支給及びゴミ等の収集

担当課：環境交通課　環境交通係

■目的及び概要

　団体等が行う清掃活動において、その支援を行い、市民の主体的な取り組みによって良好な生活環境の確保を目的とする。

■対象者

　市内でボランティア清掃活動を行う団体等

■対象事業

　公共の場所において行われる清掃活動

■支援内容

　ボランティアごみ袋、シールの支給。また、清掃活動終了後のごみの収集。

■申請時期

　随時受付

■根拠法令等

　ボランティア清掃活動に伴うごみ袋等の支給及びゴミ等の収集に関する運用規程

２０．チャイルドシート貸出事業

担当課：環境交通課　環境交通係

■目的及び概要

交通事故から子どもの生命を守るためのチャイルドシート（ベビーシート及びジュニアシートを含む。）の貸出しを行うもの。

■対象者

次に掲げる要件のすべてを満たす者

(1)　市内に住所を有する者で、6 歳未満児を養育し、又は保護している者

(2)　6 歳未満児を乗車させ、自動車を運転する必要がある者

(3)　現に自動車を運転することができる免許を有し、チャイルドシートを装着できる自動車を使用する者

※　ただし、対象となる児童を自動車に乗車させ運転することを、その全部又は一部の業とする者を除く。

■費用負担及び貸出期間

費用負担：チャイルドシートの借受料は、無料とする。

貸出期間：貸出期間は、3 月以内とする。ただし、在庫のチャイルドシートがある場合に限り、貸出期間は 2 回（初回貸出日から最長 9 月）を限度に延長することができる。貸出し台数は、1 世帯につき 1 台とする。（ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。）

■申請時期

随時受付（ただし、在庫に限り有）

■根拠法令等

宇土市チャイルドシート貸出し実施要綱

２１．宇土市防犯カメラ設置支援補助金

担当課：環境交通課　環境交通係

■目的及び概要

犯罪を抑止し､安全で安心なまちづくりを推進するため､防犯カメラの設置を行う自治組織等に対し､対象経費の助成を行うもの。

■対象者

自治組織又は地区振興会

■対象事業等

地域において、防犯を抑止することを目的に防犯カメラを整備する事業。

≪助成対象経費≫

(1)　防犯カメラ本体、保護カバー、録画機器等の購入に係る経費
(2)　前号に規定する機器等の取付工事に係る経費
(3)　防犯カメラ作動中等の表示板の製作に係る経費

■財政支援措置

(1)　補助率：3/4
(2)　限度額：15 万円

■申請時期

随時受付

■留意事項

(1)　工事着工前に補助金申請を行い、交付決定を受けてから着工すること。
(2)　熊本県の防犯カメラに関する運用指針（平成 19 年制定）に基づいた運用基準を定める必要がある。

■根拠法令等

宇土市防犯カメラ設置支援補助金交付要綱

２２．宇土市生ごみ処理機購入補助金

担当課：環境交通課　環境交通係

■目的及び概要

各家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化の促進を図るため、生ごみ処理機を購入した者に対して補助金を交付するもの

■対象者等（受給資格者など）

自ら居住する市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に処理機を設置する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　本市に住所を有し、本人及び世帯員に市税等の滞納がないこと。

(2)　市内の販売店で処理機（電気式処理機にあっては1年以上の性能保証があるものに限る。）を購入した者

■補助金の額等

補助金の額は、処理機の購入費用に2分の1を乗じて得た額とし、次に掲げる額を上限とする。

(1)　電気式処理機　20,000円

(2)　設置型処理機　 3,000円

1世帯につき処理機1基を限度とする。

■申請時期

随時受付（ただし3月15日までに補助金交付申請書兼実績報告書を提出すること）

■根拠法令等

宇土市生ごみ処理機購入補助金交付要綱

２３．生活困窮者自立支援事業

担当課：福祉課　福祉政策係

■目的及び概要

仕事や生活に困っておられる方の相談を受け付けるもの。相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。

■対象者

市内に居住地を有する者で、さまざまな理由で仕事や生活に困窮している者

■支援内容

・自立相談支援事業…自立相談支援機関の相談支援員が相談に応じ、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
・住居確保給付金の支給…離職などにより住居を失った方、または失うおそれがある方に、就職活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。
・就労準備支援事業…社会生活に不安があるなど、直ちに就労が困難な方に一般就労に向けた支援を行います。
・家計改善支援事業…相談者が自ら家計を管理できるように支援を行います。
・居住支援事業…住居を持たない方やネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供することにより、安定した生活を営めるよう支援を行います。
・子どもの学習・生活支援事業…学習支援を始め、進学に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

■申請時期

随時受付

■費用負担

相談者の費用負担なし。

■留意事項

生活困窮者自立相談事業は、宇土市社会福祉協議会へ委託して実施しております。
相談窓口の名称は、「うと自立相談センター」です。

■根拠法令等

生活困窮者自立支援法

２４．ふくしの相談窓口

担当課：福祉課　福祉政策係

■目的及び概要

高齢・障がい・子育て・生活困窮など複数の分野にまたがる相談や、福祉のことでどの窓口に相談すればよいか分からない場合に相談を受け付けるもの。

〈相談内容の例〉

・福祉のことで相談したいが、相談先が分からない
・家族で複数の課題を抱えている
・課題がいくつもあって整理できない
・計画的にお金が使えず、生活に困っている　　など

■対象者

宇土市民

■支援内容

相談員が相談をお聞きし、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成するとともに、相談内容に応じて、適切な関係機関と連携して包括的な支援を行います。

また、支援の進捗状況や相談者の生活状況を定期的に確認するなど、課題の解決に向けて継続的にサポートします。

■相談場所・相談時間

相談場所：市役所 1 階　福祉課内（7 番窓口）
相談時間：平日　8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝日、年末年始を除く）
※相談は無料、秘密は厳守いたします。

■根拠法令等

社会福祉法
宇土市重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施要綱

２５．宇土市重度心身障害者医療費助成

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成するもの。

■対象者

重度心身障がい者で、かつ、次に掲げる要件をすべて満たす者

(1)　市内に住所を有する者又は市外に住所を有する者であって、障害者総合支援法第 19 条第 3 項並びに同法附則第 4 条及び第 18 条の規定により本市が支給決定を行うべき者

(2)　医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者

■財政支援措置

受給資格者の認定を受けた者の負傷又は疾病にかかる医療について、医療保険各法により当該医療に関する給付が行われた場合において、その医療に要する一部負担金の額から次に掲げる額を控除した額

(1)　入院外の場合においては、同一月の診療分又は施術分について 1 医療機関等につき 1,000 円

(2)　入院の場合においては、同一月の診療分について 1 医療機関等につき 2,000 円

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市重度心身障害者医療費助成に関する条例

２６．宇土市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

身体障害者手帳による障がい者等の日常生活用具給付の対象とならない、小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する児童等の日常生活を支援するため、日常生活用具を給付するもの。

■対象者

市内に住所を有し、身体障害者手帳による障がい者等の日常生活用具の給付対象とならない児童（18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の者も含む）であって、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者

ただし、他制度での給付対象者を除く。

■給付対象となる用具

特殊便器、特殊寝台、入浴補助用具、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器等の用具（詳しくはお問い合わせください）

■費用負担

世帯の収入状況による住民税及び所得税の課税状況に応じて費用の一部負担が必要

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

２７．宇土市障害者等コミュニケーション支援事業

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

障がい者等の社会生活上の利便及びコミュニケーションの円滑化を図ることを目的として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する通訳者等の派遣等を行うもの。

■対象者

市内に居住地を有する聴覚障がい者等で、手話通訳者等がいなければ、健聴者との円滑な意思の疎通を図ることが困難な者

■派遣要件

(1)　手話通訳者等の派遣は、聴覚障がい者等が外出の際に意思の疎通が円滑に行えないことにより、社会生活上支障があると認められた場合に行い、派遣時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、福祉事務所長が必要であると認めるときは、この限りではない。

(2)　手話通訳者等の派遣区域は、熊本県及び近隣県とし、宿泊を伴う場合は派遣しない。

■費用負担

無料

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市障害者等コミュニケーション支援事業実施要綱

２８．宇土市障害者等移動支援事業

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的として、屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児に対して、外出のための支援を行うもの。

■対象者

次のいずれかに該当する者であって、福祉事務所長が外出時に支援が必要と認めた者

(1)　身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障がい者

(2)　知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち 18 歳以上の者

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障がい者

(4)　児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障がい児

■支援内容

障がい者等に対し地域の特性及び当該障がい者等の利用の状況に応じ、次に掲げる支援を行う。

(1)　個別支援型　個別的支援が必要な障がい者等に対する移動支援

(2)　グループ支援型　複数の障がい者等からなるグループに対する移動支援

(3)　車両移送型　公共施設等への障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行及び各種行事への参加のための運行等車両による支援

※　サービス提供範囲は、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で要務を終えるものに限る。

■費用負担

事業の利用に要する経費の 1 割に相当する額

※　有料道路及び有料駐車場等を使用したときは、事業の利用に係る負担金とは別に当該実費を負担しなければならない。

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市障害者等移動支援事業実施要綱

２９．宇土市障害者等日常生活用具給付等事業

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

日常生活の便宜を図り、重度障がい者等の福祉の増進に資することを目的として、障害者総合支援法に基づく障がい者又は障がい児に対し、日常生活用具を給付又は貸与するもの。

■対象者

市内に居住地を有し、在宅する重度障がい者又は福祉事務所長がこれに準ずるものとして認めた者。ただし、介護保険法により給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象外。さらに、障害の種別や等級、所得によっては対象外となる場合があります。
（詳細は下記要綱を参照）

■給付又は貸与の対象となる用具

介護・訓練用支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具・排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（詳細は下記要綱を参照）

■費用負担

(1)　用具の貸与：無料
(2)　用具の給付：当該用具の給付に要する費用の一部
※費用負担額は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給の例による。

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱

３０．宇土市人工内耳用音声信号処理装置給付事業

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

人工内耳装用者の福祉の増進を図るため、人工内耳用音声信号処理装置を給付するもの。

■対象者

市内に住所を有し、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受け、かつ、現に人工内耳を装用している者で、次に掲げる要件をすべて満たす者

(1)　本市の住民基本台帳に引き続き 1 年以上登録されていること

(2)　音声信号処理装置が装用後 5 年を経過していること

(3)　本人又は世帯員に市税等の滞納がないこと

■費用負担

当該音声信号処理装置の給付に要する費用の一部

※費用負担額は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給の例による

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市人工内耳用音声信号処理装置給付事業実施要綱

３１．宇土市声の広報発行事業

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

障がい者の福祉向上と社会参加の促進を図ることを目的として、文字による情報入手が困難な障がい者に、広報等市民生活をする上で必要度の高い情報を音訳により定期的に提供する声の広報発行事業を実施するもの。

■対象者

市内に住所を有する文字による情報の入手が困難な視覚障がい者

■支援内容

情報の収録された電磁的記録媒体の送付

≪事業で提供する情報の内容≫

(1)　広報うと等市の刊行物
(2)　視覚障がい者等障がい者関係事業等の刊行物
(3)　その他市長が特に必要と認める情報

■費用負担

無料

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市声の広報発行事業実施要綱

３２．宇土市知的障害者職親委託制度事業

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うもの。

■対象者

市内に居住地を有する知的障がい者で、知的障がい者更生相談所の判定の結果、職親に委託することがその福祉を図るため適当とされた者

■費用負担

無料

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市知的障害者職親委託制度事業実施要綱

３３．宇土市日中一時支援事業

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として、障害者総合支援法に基づく障がい者又は障がい児の日中における活動の場を確保するもの。

■対象者

市内に居住地を有する障がい者等のうち、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と宇土市福祉事務所長が認めた者

■支援内容

(1)　障害者等日帰りショートステイ事業
(2)　障害児タイムケアサービス事業

■費用負担

(1)　障害者等日帰りショートステイ事業
事業の利用に要する経費の1割に相当する額
(2)　障害児タイムケアサービス事業
1 日当たり 500 円

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市日中一時支援事業実施要綱

３４．宇土市福祉タクシー料金助成事業

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

障がい者等の福祉の増進に寄与することを目的として、重度心身障がい者及び重度心身障がい児がタクシーに乗車した場合に乗車料金の一部を助成するもの。

■対象者

市内に住所を有する者で、次に掲げる要件のいずれかを満たす者

(1)　身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の１級に該当している者

(2)　知的障害者福祉法に基づく療育手帳 A1 に該当している者

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健福祉手帳１級に該当している者

■財政支援措置等

タクシーへの乗車1回につき、九州運輸局長が設定する自動認可運賃の初乗運賃（普通車）の上限額とする。

≪利用可能なタクシー≫

市内に事業所を有し、市長が別に指定するタクシー業者

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市福祉タクシー料金助成事業実施要綱

３５．宇土市補装具費の支給

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

身体障がい者又は身体障がい児に障害者総合支援法に基づく補装具費を支給するもの。

■対象者

(1)　身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
(2)　児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障がい児のうち、身体に障がいのある児童
(3)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者

■費用負担

補装具の購入又は修理に要した費用の原則 1 割

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市補装具費の支給に関する規則

３６．宇土市在宅障害者紙おむつ費等助成事業

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障がい者（児）の介護者の精神的負担及び経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上に資することを目的として、紙おむつ費等の費用を助成するもの。

■対象者

在宅障がい者等のうち、市内に居住地を有し、紙おむつ着用を常時必要とする３歳以上の者で、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、生活保護法による被保護世帯や他制度での給付対象者を除く。

(1)　身体障害者手帳１級を所持する者
(2)　療育手帳 A1 を所持する者
(3)　精神保健福祉手帳１級を保持する者
(4)　特定疾患医療受給者証を保持する者
※　上記の者であっても所得制限により対象とならない場合があります。

■財政支援措置

助成額：月額 3,000 円とし、申請の属する月から当該年度末までの月数を乗じて得た額

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市在宅障害者紙おむつ費等助成事業実施要綱

３７．宇土市難聴児補聴器購入費助成事業

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中程度の聴覚障がいのある児童に対して、音声言語能力の向上及び等しく学び､成長できる環境を確保し､コミュニケーション能力等の成長に寄与するため、補聴器の購入費用を助成するもの。

■対象者等

難聴児のうち次に掲げる要件をすべて満たす 18 歳未満の者

(1)　本市内に住所を有していること

(2)　両耳又は片耳の聴力レベルが 30 デシベル以上であること

(3)　補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること

■助成対象経費

基準価格の 2/3（補聴器の種類ごとに基準価格を定めています）

■申請時期

随時受付

■留意事項

身体障害者手帳の交付対象となる場合は、補装具費の支給対象となります。

■根拠法令等

宇土市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

３８．宇土市在宅心身障がい者介護手当

担当課：福祉課　障がい者支援係

■目的及び概要

在宅介護者の精神的及び経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上に資することを目的として、日常生活において、常時介護を必要とする者を在宅介護している者に対して介護手当を支給するもの。

■対象者

要介護者を、毎年9月1日までに引き続き1年間在宅で介護した者。ただし、基準日前1年間に入院、短期入所、寄宿舎等在宅介護以外の期間が、通算して120日以内であること。

※　要介護者とは、身体障害者手帳を所持し、在宅介護手当医師判定書にて認められた者又は療育手帳A1所持者をいう。

■手当額

要介護者1人につき年額12万円

■申請時期

10月中（広報うとに掲載）

■留意事項

前年度に介護手当を支給された方で、対象となる見込みの方には福祉課から申請書を送付します。

■根拠法令等

宇土市在宅心身障がい者介護手当支給規則

３９．宇土市在宅高齢者介護手当

担当課：高齢者支援課　高齢者支援係

■目的及び概要

在宅介護者の精神的及び経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上に資することを目的として、日常生活において、常時介護を必要とする者を在宅介護している者に対して介護手当を支給するもの。

■対象者

要介護者を、毎年 9 月 1 日までに引き続き 1 年間在宅で介護した者。ただし、基準日前 1 年間に入院等在宅介護以外の期間が、通算して 120 日以内であること。

※　要介護者とは、要介護 3、要介護 4 及び要介護 5 の認定を受けた者をいう。

■手当額

要介護者 1 人につき年額 12 万円（要介護 3 の者については年額 6 万円）

■申請時期

10 月中（広報うとに掲載）

■留意事項

【要介護認定をお持ちの方】

必要書類等は、各事業所が作成し、申請の代行も行います。申請の際は、以下の事業所までご相談ください。

(1)　宇土・走潟　金森会ケアプランセンター
(2)　緑川・網津・網田　景雅苑
(3)　花園・轟　宇土市地域包括支援センター

■根拠法令等

宇土市在宅高齢者介護手当支給規則

４０．宇土市敬老祝金

担当課：高齢者支援課　高齢者支援係

■目的及び概要

高齢者福祉の増進を図るため、地域社会の発展に寄与されたことに敬意を表し敬老祝金を支給するもの。

■対象者

毎年 7 月 1 日に本市の住民基本台帳に記録され、かつ本市に引き続き 1 年以上在住している者で、当該年度内に 88 歳又は 100 歳に該当する者

■祝金額

88 歳に該当する者：5 千円
100 歳に該当する者：1 万円

■申請時期

8 月～3 月末まで

■留意事項

対象となる見込みの方には高齢者支援課から申請書をお送りします。

■根拠法令等

宇土市敬老祝金支給条例
宇土市敬老祝金支給条例施行規則

４１．宇土市敬老事業補助金

担当課：高齢者支援課　高齢者支援係

■目的及び概要

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛するための事業を実施する。
市内各地区における団体に対し、当該敬老事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するもの。

■対象者等

各地区地域婦人会連絡議会及び緑川地区行政区長会（R7.6 月末時点）

■補助対象事業

75 歳以上高齢者への記念品配付（金券類を除く）
75 歳以上高齢者が参加する敬老会の実施

■補助金額

地区割　1 地区当たり 40,000 円
人数割　当該地区の 75 歳以上高齢者数に 300 円を乗じて得た額

■申請時期

要事前相談

■根拠法令等

宇土市敬老事業補助金交付要綱

４２．宇土市高齢者世帯等住宅用防災警報器給付事業

担当課：高齢者支援課　高齢者支援係

■目的及び概要

高齢者等の福祉に寄与することを目的として、高齢者世帯等災害時に援護を要する世帯に対する住宅用防災警報器の設置の給付を行うもの。

■対象者

実際に同一の住居で生活し、また、生計を同じくしている者で構成され、次の要件をすべて満たす世帯

(1)　概ね 65 歳以上の者のみで構成し、災害時に自力で避難することができない者を有する世帯又はそれに準ずる世帯

(2)　世帯構成員のうち 1 人以上が、市内に住所を有すること。

■住宅用警報器の仕様

宇城広域連合火災予防条例に定める基準を満たし、かつ、異常が発生した場合に音と光で屋外へ知らせる設備を備えている。

■費用負担

設置者費用負担：1 割（個人負担を含めて 3 万円まで）

生活保護世帯又は生計中心者が市民税非課税の世帯の費用負担についてはこの限りではない。

■申請時期

随時受付

■留意事項

給付の対象となる住宅は、現に世帯が住居として使用する戸建て住宅とし、世帯構成員の権限に属するもの。

■根拠法令等

宇土市高齢者世帯等住宅用防災警報器給付事業実施要綱

４３．宇土市電動アシスト自転車購入費補助金

担当課：高齢者支援課　高齢者支援係

■目的及び概要

高齢者の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で電動アシスト自転車の購入に対する補助金を交付するもの。

■対象者

次に掲げる条件すべてを満たす者

(1)　市内に住所を有し、本人または世帯員に市税等の滞納がないこと
(2)　申請年度中に満 65 歳以上になる者
(3)　この事業による補助を受けたことがない世帯に属する者
(4)　市内の販売店で電動アシスト自転車を申請年度内に新たに購入した者
(5)　自転車安全利用講習会を申請年度内に受講した者

※　自転車安全利用講習会については、市ＨＰ及び広報うとにて開催をお知らせします。

■対象経費

電動アシスト自転車の自転車本体購入費及び防犯登録費

■財政支援措置

(1)　補助率：1/3
(2)　上限額：2 万円
(※交付申請日まで 1 年経過していない免許返納者は上限 4 万円)

■申請時期

随時

■根拠法令等

宇土市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱

４４．宇土市老人クラブ補助金

担当課：高齢者支援課　高齢者支援係

■目的及び概要

老人クラブの活動費用に充てるため補助金を支給するもの。

■対象者

次の各号のいずれかに該当する者

(1)　宇土市単位老人クラブ（60 歳以上の者が 10 人以上所属する団体で、地域貢献活動等に取り組んでいるクラブをいう。）

(2)　宇土市老人クラブ連合会

■財政支援措置

(1)　設立奨励費補助金

新たに単位クラブを設立し、かつ、地域貢献活動等に取り組む単位クラブに支給するものであり、その額は、次の表のとおりとする。

会員数	1 年度当たりの補助金額
10 人以上 20 人未満	20,000 円
20 人以上 30 人未満	30,000 円
30 人以上 40 人未満	40,000 円
40 人以上	40,000 円に 39 人を超える部分の人数に 250 円を乗じて得た額を加算した額

(2)　活動費補助金

単位クラブ及び連合会の地域貢献活動等への取組みを奨励するために、活動実績に応じて支給するもので、その額は、次の表のとおりとする。

会員数	1 年度当たりの補助金額
10 人以上 20 人未満	20,000 円
20 人以上 30 人未満	30,000 円
30 人以上 40 人未満	40,000 円
40 人以上	40,000 円に 39 人を超える部分の人数に 250 円を乗じて得た額を加算した額

(3)　事業費補助金

連合会の事業への取組みを奨励するために実績に応じて支給するもので、その額は市長が定める予算額を限度とする。

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市老人クラブ補助金交付要綱

４５．宇土市家族介護用品給付事業

担当課：高齢者支援課　高齢者支援係

■目的及び概要

経済的な負担を軽減するとともに、要介護高齢者の在宅生活の維持、向上を図ることを目的として、高齢者を在宅で介護している家族に対し介護用品を給付するもの。

■対象者

次のいずれにも該当する者を在宅で介護している家族

(1)　介護保険法に規定する要介護認定において要介護 4 若しくは 5 と判定された者又はこれと同等の程度と認められる者

(2)　市内に住所を有する概ね 65 歳以上の在宅高齢者

(3)　介護用品を 6 月以上使用している者

(4)　在宅生活が 3 月以上経過している者

(5)　市町村民税が非課税である者

■給付内容

(1)　介護用品の種目

①　紙おむつ

②　尿取りパット

③　その他の介護用品

(2)　限度

20,000 円相当分

(3)　給付回数

1 年度当たり 2 回以内

■申請時期

6 月～2 月まで

■留意事項

給付申請者は、以下の各事業者とする。

(1)	宇土・走潟	金森会ケアプランセンター
(2)	緑川・網津・網田	景雅苑
(3)	花園・轟	宇土市地域包括支援センター

■根拠法令等

宇土市家族介護用品給付事業実施要綱

４６．宇土市緊急通報装置貸与等事業

担当課：高齢者支援課　高齢者支援係

■目的及び概要

日常生活の相談及び急病や災害等の緊急時の連絡に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に寄与することを目的として、一人暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を設置するもの。

■対象者

市内に住所を有する概ね 65 歳以上の独居又はそれに準ずる世帯の高齢者で、次のいずれかに該当する者

(1)　要介護状態等で寝たきりの状態に近い者又は転倒により寝たきりになるおそれが高い者

(2)　既往症疾患で、生命に関わる発作などが起こるおそれが高い者

■支援内容及び費用負担

(1)　支援内容

緊急通報装置の貸与

(2)　費用負担

機器を借り受けた者は、以下の階層区分により算出された費用を負担。なお、転居に伴う機器の移設に要する費用は、利用者が負担。

利用者世帯の階層区分		利用者負担額月額（円）
A	・生活保護を受給している世帯。 ・老齢福祉年金受給者で、前年度分の市町村民税が非課税世帯	0 円
B	前年度分の市町村民税が非課税世帯で、当該年度分の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下のもの	200 円
C	前年度分の市町村民税が非課税世帯で、A、Bいずれにも「該当しないもの	500 円
D	前年度分の市町村民税が課税世帯	700 円

■申請時期

随時受付

■留意事項

給付申請者は、以下の各事業所とし、貸与の可否については、会議で決定する。

(1)　宇土・走潟　　　　金森会ケアプランセンター

(2)　緑川・網津・網田　景雅苑

(3)　花園・轟　　　　　宇土市地域包括支援センター

■根拠法令等

宇土市緊急通報体制等整備事業実施要綱

４７．宇土市食の自立支援事業

担当課：高齢者支援課　高齢者支援係

■目的及び概要

食生活の改善と健康増進を図り、在宅での自立支援に資することを目的として、ひとり暮らし高齢者等に食関連サービスの利用調整と配食サービスを行うこと。

■対象者

次のいずれかに該当し、かつ、自分で食事の調理ができない者、又は困難な者

(1)　概ね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯

(2)　身体障がい者のみの世帯、又は身体障がい者が属する世帯で市長が必要と認める者

■支援内容

(1)　配食は、昼食及び夕食を原則とし、日曜日を除き実施する。

(2)　利用者１人当たりの配食数は、原則として週に昼 6 回及び夜 6 回以内とし、利用者の身体状況により判断する。

■費用負担

1 食あたり 300 円

■申請時期

随時受付

■留意事項

給付申請者は、以下の各事業所とし、利用の可否については、会議で決定する。

(1)	宇土・走潟	金森会ケアプランセンター
(2)	緑川・網津・網田	景雅苑
(3)	花園・轟	宇土市地域包括支援センター

■根拠法令等

宇土市食の自立支援事業実施要綱

４８．児童手当

担当課：子育て支援課　子育て給付係

■目的及び概要

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、0 歳から高校生年代（18 歳到達後の最初の 3 月 31 日）までの子どもを対象に支給するもの。

■受給資格者

高校生年代（18 歳到達後の最初の 3 月 31 日）までの子どもを養育する父母等のうち、生計を維持する程度の高い方

■対象児童

0 歳から高校生年代（18 歳到達後の最初の 3 月 31 日）までの子ども

■手当額（1 人当たり月額）

0～2 歳（第 1・2 子）　15,000 円
0～2 歳（第 3 子以降）　30,000 円
3 歳～高校生年代（第 1・2 子）　10,000 円
3 歳～高校生年代（第 3 子以降）　30,000 円
※第 3 子以降の算定対象の年齢は、22 歳到達後の最初の年度末までの子（大学生年代までの子）

（例）21 歳、14 歳、7 歳の 3 人の子どもを養育している場合、21 歳を第 1 子、14 歳を第 2 子、7 歳を第 3 子と数え、支給対象は、14 歳、7 歳の児童のみとなります。

■支給月

偶数月（年 6 回）
※支給月の前２か月分を支給

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

児童手当法

４９．児童扶養手当

担当課：子育て支援課　子育て給付係

■目的及び概要

父母の離婚等により父親又は母親と生計を同じくしない児童を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助けるため手当を支給するもの。

■受給資格者

父母の離婚等により、父と生計を同じくしていない児童（満 18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までの間にある児童（一定以上の障害の状態にある場合は 20 歳未満））を養育している母、母と生計を同じくしない児童を養育し、かつ、生計を同一にしている父、又は、それらの父母にかわってその当該児童を養育している方

■対象児童

次のいずれかに該当する児童

(1)　父母が婚姻を解消した児童
(2)　父又は母が死亡した児童
(3)　父又は母が重度障害(国民年金の障害等級 1 級程度)にある児童
(4)　父又は母の生死が明らかでない児童
(5)　父又は母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
(6)　父又は母が法令等により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
(7)　母が婚姻によらないで懐胎した児童
(8)　父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童
(9)　母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■手当額

【令和 7 年 4 月現在】　※金額は月額

区分	全部支給	一部支給
児童 1 人のとき	46,690 円	46,680 円 ～11,010 円
児童 2 人のとき（加算額)	11,030 円	11,020 円 ～ 5,520 円
児童 3 人以上のとき（加算額)	第 2 子加算額と同じ	第 2 子加算額と同じ

※　所得により手当が支給されない場合があります。

■支給月

奇数月（年 6 回)
※支給月の前２か月分を支給

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

児童扶養手当法

５０．宇土市子ども医療費助成

担当課：子育て支援課　子育て給付係

■目的及び概要

子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図ることを目的として、子どもに係る医療費の一部を助成するもの。

■対象者

市内に居住し、健康保険に加入している0歳から高校3年生相当までの児童

≪対象経費≫

子ども医療費：0歳から満18歳到達後最初の3月31日までの児童に要した健康保険給付対象医療費の一部負担金

■補助額

保険診療による自己負担分の医療費を全額助成します。

※　入院時の食事代等は助成対象外

※　学校管理下での傷病等の場合は助成対象外（日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となります。）

■申請時期・期限

随時受付（診療月の翌月から申請できます。）

申請期限は、診療を受けた日の属する月の末日から起算して1年以内です。

■根拠法令等

宇土市子ども医療費助成条例

宇土市子ども医療費助成条例施行規則

５１．宇土市ひとり親家庭等医療費助成

担当課：子育て支援課　子育て給付係

■目的及び概要

ひとり親家庭等の健康の保持及び増進を図り、福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成するもの。

■対象者

国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、本市内に住所を有するひとり親家庭の親及び扶養されている児童又は父母のない児童

≪助成期間≫
(1)　母又は父の場合　・・・　児童が 20 歳になる月の末日まで
(2)　児童の場合　・・・　18 歳到達後最初の 3 月 31 日

■補助率

保険診療による医療費一部負担額（本人負担額）の 2/3

■申請時期・期限

随時受付（診療月の翌月から申請できます。）
申請期限は、診療を受けた日の属する月の末日から起算して 1 年以内です。

■根拠法令等

宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例
宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

５２．宇土市母子家庭等高等職業訓練促進費

担当課：子育て支援課　子育て給付係

■目的及び概要

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定につながる資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進費を支給するもの。

■対象者

市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の給付要件のすべてを満たす者

(1)　児童扶養手当の支給を受けている者又は同様の所得水準にある者
(2)　就職を容易にするために必要な資格を取得するために、養成機関において６月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
(3)　就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者
(4)　過去に訓練促進費等を受給したことがない者
(5)　求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に定める訓練延長給付等、高等職業訓練促進費等事業と趣旨を同じくする給付を受けていない者であること。

≪対象資格≫

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師　他

■支援内容

(1)　訓練促進費

支 給 額：	非課税世帯	（月額）	100,000円	（最後の１年間は140,000円）
	課税世帯	（月額）	70,500円	（最後の１年間は110,500円）
支給期間：	全期間対象（上限４年）			

(2)　修了支援給付金

支 給 額：	非課税世帯	50,000円
	課税世帯	25,000円

■申請時期

随時受付（要事前相談）

■根拠法令等

宇土市母子家庭等高等職業訓練促進費等事業実施要綱

５３．宇土市母子家庭等自立支援教育訓練給付金

担当課：子育て支援課　子育て給付係

■目的及び概要

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図ることを目的として、母子家庭等自立支援教育訓練給付金を給付するもの。

■対象者

市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の要件のすべてを満たす者

(1)　母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者

(2)　支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められる者

(3)　過去に訓練給付金の支給を受けたことがない者

■対象講座

(1)　雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座

(2)　雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定講座

(3)　雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座

■財政支援措置

(1)　支給額：受講料の 60％

(2)　限度額：上限　160 万円（修業年数（最大 4 年）×40 万円）

下限　1 万 2 千円

※専門実践教育訓練講座修了後、1 年以内に資格取得、就職等した場合、上限額の上乗せあり。

■申請時期

随時受付（要事前相談）

■根拠法令等

宇土市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

５４．宇土市ひとり親家庭等日常生活支援事業

担当課：子育て支援課　子育て給付係

■目的及び概要

ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的として、母子家庭、父子家庭及び寡婦の方を対象に、修学や就職活動、疾病等の理由により、一時的に生活援助若しくは保育サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者を派遣するもの。

■対象者

市内に住所を有するひとり親家庭等であって、次の各号のいずれかに該当するもの
ただし、離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象とする。

(1)　技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助又は子育て支援が必要な家庭

(2)　ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭

■支援内容等

(1)　生活援助

家庭生活支援員が利用者のご自宅にお伺いし、食事のお世話や掃除、身の回りのお世話などを行うサービス

(2)　子育て支援

家庭生活支援員が利用者のご自宅又は支援員の自宅、もしくは子育て支援サービスを提供できる適切な施設（児童センターなど）で乳幼児の保育や児童の生活指導などを行うサービス

≪利用料金≫

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	生活援助	子育て支援
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当 支給水準世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

■申請時期

随時受付（事前登録必要）

■根拠法令等

宇土市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱
宇土市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱細則

５５．宇土市ひとり親家庭児童入学祝金

担当課：子育て支援課　子育て給付係

■目的及び概要

ひとり親家庭の児童の健全育成を図り、福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭において、小学校に入学する児童を養育している者に対し、入学祝金を支給するもの。

■対象者

3 月 1 日現在、市内に住所を有するひとり親家庭において、翌年度 4 月に小学校に入学する児童を養育する者

■祝金額

入学児童 1 人につき 20,000 円

■申請時期

2 月

■根拠法令等

宇土市ひとり親家庭児童入学祝金支給規則

５６．宇土市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

担当課：子育て支援課　子育て給付係

■目的及び概要

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援し、又はひとり親家庭の児童について、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題を解決することを目的として給付金の支給を行うもの。

■対象者

ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童であって、次の各号のいずれにも該当する者

(1)　市内に住所を有していること。

(2)　母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者

(3)　支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場等の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

(4)　申請時において、市税、国民健康保険税、上下水道使用料、下水道受益者負担金・分担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、駐車場使用料及び保育料を滞納していないこと。

■支援内容

(1)　受講開始時給付金：支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給する給付金
　給付額：対象講座の受講費用の 40%相当額
　（ア）　通信制のみの場合　上限 100,000 円、下限 4,001 円
　（イ）　(ア)以外の場合　　上限 200,000 円、下限 4,001 円

(2)　受講修了時給付金：支給対象者が対象講座の受講を終了した際に支給する給付金
　給付額：対象講座の受講費用の 50%相当額
　（ア）　通信制のみの場合　受講開始時給付金と合わせ上限 125,000 円
　（イ）　(ア)以外の場合　　受講開始時給付金と合わせ上限 250,000 円

(3)　合格時給付金：受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金
　給付額：対象講座の受講費用の 10%相当額
　（ア）　通信制のみの場合　受講開始時給付金、受講修了時給付金と合わせ上限 150,000 円
　（イ）　(ア)以外の場合　　受講開始時給付金、受講修了時給付金と合わせ上限 300,000 円

■申請時期

要事前相談

■根拠法令等

宇土市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

５７．宇土市病児・病後児保育事業

担当課：子育て支援課　保育支援係

■目的及び概要

保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的として、児童が病気又は病気の回復期にあり、集団保育又は家庭での保育が困難な場合に、当該児童を一時的に保育するとともに、利用者の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を行う病児・病後児保育事業を実施するもの

■対象者

市内に住所を有する生後６ヵ月から小学６年生までの児童で、次の各号のいずれにも該当する者

(1)　病気又は病気の回復期にあり、医療機関における入院治療の必要はないが、安静にしておく必要があるため集団保育が困難な児童

(2)　保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他やむを得ない事由により家庭での保育が困難な児童

※　以上の要件は、市内に住所を有しないが、市内の保育所、幼稚園、小学校等に在籍している児童又は保護者が市内の事業所に勤務している児童についても適用する。

■対象となる病気の範囲

(1)　感冒、消化不良症等児童が日常り患する疾患
(2)　水痘、風しん等の感染性疾患
(3)　喘息等の慢性疾患
(4)　骨折等の外傷性疾患
(5)　その他市長が特に必要と認める疾患

■利用定員

原則として1日につき3名

■実施日及び実施時間

≪実施日≫
次に掲げる日を除いた日
(1)　日曜日及び土曜日
(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)　12月29日から翌年1月3日までの日

≪実施時間≫
午前8時00分から午後6時00分まで

■利用料金

児童１人につき　１日当たり 2,000 円
※　利用時間が５時間未満の場合は 1,000 円

■申請時期

随時受付（事前登録必要）

■根拠法令等

宇土市病児・病後児保育事業実施要綱

５８．認可外保育施設利用助成事業

担当課：子育て支援課　保育支援係

■目的及び概要

乳幼児の就園にかかる世帯の経済的負担を軽減するため、認可外保育施設に入所している児童の保護者に対し、保育料の一部を助成するもの。

■対象者

次の各号のすべてに該当する者

(1)　市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記載されていること。

(2)　助成対象通園児の保護者であり、当該園児につき宇土市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年規則第19号）第6条第2項の規定による入所保留通知を受けた者であること。

(3)　助成対象通園児につき、認可外保育施設と月を単位とする契約を締結していること。

(4)　園児が、認可外保育施設に1日4時間以上、かつ月12日以上利用する見込みで契約していること。(一時預かりは対象外)

(5)　世帯の市民税所得割額が139,000円未満であること。

(6)　保育料及び市税を滞納していないこと。

■対象施設

児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設

（保育所業務を目的とする施設で、県の認可を受けていないもの）

■助成対象経費

保護者が負担した月額の保育料と給食費を合計した額

（保育料は基本額のみとし、延長料金等は含まない。）

■助成金額

保護者が負担した対象経費（保育料と給食費）から、認可保育所に入所した場合の保育料月額相当額を差し引いた額。ただし、上限は1月10,000円。

例）3歳未満児で対象経費を35,000円支払っており、宇土市の保育料算定額が16,000円（D5階層）となる場合

35,000円－16,000円＝19,000円＞10,000円

上限10,000円が適用され、<u>助成金の額は月額10,000円</u>

■申請方法

次の必要書類を期限までに提出

(1)　宇土市認可外保育施設利用助成金交付申請書

(2)　認可外保育施設在籍証明書兼保育料等納入済証明書

(3)　認可外保育施設入所児童が認可保育所に入所した場合の保育料を算定するための書類

(4)　市税等収納状況調査同意書

■申請時期

通園期間4～6月・・・8月末日まで

通園期間7～9月・・・11月末日まで

通園期間10～12月・・・2月末日まで

通園期間1～3月・・・4月末日まで

■根拠法令等

宇土市認可外保育施設利用助成金交付要綱

５９．宇土市ファミリーサポートセンター事業

担当課：こども家庭センター

■目的及び概要

仕事と育児の両立等、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進し、もって労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的として、市内における子育ての相互援助活動を支援するファミリーサポートセンター事業を実施するもの。

■対象者

(1)　依頼会員　…　市内に居住し、又は勤務する者であって、子育ての援助を受けたい者
(2)　協力会員　…　市内に居住する 20 歳以上の者であって、子育ての援助を行いたい者

■支援内容等

育児の援助を必要とするおおむね生後 3 か月から小学校 3 年生までの児童を対象とする活動で、次のとおりとする。

(1)　保育園、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブの開始時間前及び終了時間後に対象児童を預かること
(2)　対象児童を保育施設等まで送迎し、預かること
(3)　保護者の疾病、冠婚葬祭、他の児童の学校行事等の理由により対象児童を預かること
(4)　対象児童が軽度の病気または保育施設等が休みの場合に、保護者の就労その他の事由により対象児童を預かること

≪利用料金≫

区分		利用料金基準額（1 時間まで）	
		市内に住所を有するもの	市外に住所を有するもの
平日	午前 7 時から午後 8 時まで	300 円	600 円
	上記以外	350 円	700 円
土曜日、日曜日及び休日等			

■申請時期

随時受付（事前登録必要）

■根拠法令等

宇土市ファミリーサポートセンター事業実施要綱

６０．宇土市産後ママサポート事業

担当課：こども家庭センター

■目的及び概要

母親の精神的・身体的負担を軽減するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的として、母親が産後の体調不調等のため家事又は育児を行うことが困難な家庭に家事や育児援助を行う産後支援ヘルパーを派遣するもの。

■対象者

市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者

(1)　出産後１年未満の母親で、体調不良等にかかわらず日中家族等の援助がなく、家事又は育児を行うことが困難な者

(2)　多胎児を出産して１年未満にある者

■派遣日及び派遣時間

(1)　年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く午前8時から午後6時までの間

(2)　派遣時間は、1回あたり2時間以内とし、必要に応じ1時間延長することができる。

■サービス内容

(1)　家事に関するサービス

①　食事の準備及び片付け

②　衣類の洗濯及び補修

③　居室等掃除及び整理整頓

④　生活必需品の買い物

⑤　その他必要な家事及び生活環境の整備

(2)　育児に関するサービス

①　授乳

②　おむつ交換

③　沐浴介助

④　その他必要な育児

■利用料金

1回2時間以内　990円

※ 必要に応じ1時間延長可（495円の加算）

≪利用回数≫

利用期間内において上限40回（合計利用時間80時間）

■申請時期

随時受付（事前登録必要）

■根拠法令等

宇土市産後ママサポート事業実施要綱

６１．宇土市子育て支援短期利用事業

担当課：こども家庭センター

■目的及び概要

児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的として、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事の事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や母子等が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、児童を養育・保護するもの。

■事業内容

(1)　ショートステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や母子等が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、児童を養育・保護するもの

(2)　トワイライトステイ等事業

児童を養育している家庭の保護者が、仕事等の事由によって、恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設等において預かり、生活指導、食事の提供等を行うもの

■利用料金

宇土市子育て支援短期利用事業実施要綱別表を参照

■申請時期

随時受付（事前登録必要）

■根拠法令等

宇土市子育て支援短期利用事業実施要綱

６２．低所得妊婦初回産科受診費助成事業

担当課：こども家庭センター

■目的及び概要

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、医療機関等において妊娠の判定を行うための初回の診察、検査等に係る費用の全部又は一部を助成する。

■対象者

下記要件を全て満たす者

(1) 妊娠の可能性がある者

(2) 初回産科受診をした日において、本市に住所を有する者

(3) 当該年度の市町村民税（申請月が4月から6月までの場合にあっては、前年度の市町村民税とする。以下同じ。）が非課税である世帯に属する者、又は同等の所得水準にある世帯に属する者

(4) 所得判定のため、市が住民基本台帳及び世帯の課税状況を確認することに同意する者

(5) 医療機関等の関係機関と市が、必要に応じて、支援に必要な情報（妊婦健康診査の未受診状況及び家庭の状況等を含む。）を共有することに同意する者

■支援内容

初回産科受診に要した費用（妊婦健診の費用を除く自己負担相当額）

※1回当たり上限額：10,000円（同一年度につき2回を限度）

■申請時期

初回産科受診日から1年以内

■留意事項

手続き等の詳細は、当課窓口で説明します。

添付書類

(1) 医療機関等が発行する領収書の写し

(2) 市町村民税が非課税である世帯に属すること、又は同等の所得水準にあることを証する書類（証明すべき事実を市が公簿等で確認できる場合を除く。）

■根拠法令等

宇土市低所得妊婦初回産科受診費助成事業実施要綱

６３．宇土市不妊治療費助成事業

担当課：健康づくり課　母子保健係

■目的及び概要

近年、晩婚化の影響もあり、全国規模で出生率の低下が著しく、また、晩婚化によって、自然妊娠が困難な夫婦が多くみられる。不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、不妊解消の機会を広げ少子化対策に寄与することを目的とし、不妊治療に係る費用の一部を助成する。

■対象者

※次の各号のいずれにも該当する者

(1)　夫婦（事実婚を含む。）のいずれかが、治療開始日及び申請日時点で宇土市の住民基本台帳に記載されていること。
(2)　治療を開始した日において夫婦であること。
(3)　医療保険各法のうち、いずれかの保険に加入していること。
(4)　市税等を滞納していない世帯の者であること。
(5)　夫婦のいずれかが医師から不妊症と診断され、申請する不妊治療を受けた者
(6)　他の市町村から不妊治療に係る同様の助成金等の交付を受けていないこと。
(7)　一般不妊治療については、一般不妊治療を開始した日において妻の年齢が 41 歳未満である者
(8)　生殖補助医療（体外受精又は顕微授精）については、生殖補助医療を開始した日において妻の年齢が 43 歳未満である者

■助成金額

①　一般不妊治療助成（保険適用）：年間上限 4 万円を助成（通算 3 年）
②　生殖補助医療助成（保険適用）：1 回の治療につき 8 万円を助成
※治療開始時の妻の年齢が 40 歳未満の場合は 6 回、43 歳未満の場合は 3 回を助成
③　生殖補助医療助成（保険適用外）：先進医療として審議中又は審議予定の高度な治療を実施したため本来保険適用となる基本的治療も全て保険適用外となったケースについて、不妊治療の基本的治療（本来保険適用となる治療）分を助成。1 回の治療につき 8 万円を助成
※②③の助成については、②③の助成回数を合算し、治療開始時の妻の年齢に応じた回数とする。

■申請時期

(1)　一般不妊治療
一般不妊治療（人工授精）を受けた日から 1 年以内に申請すること。
(2)　生殖補助医療
生殖補助医療を受けた日から 1 年以内に申請すること。

■根拠法令等

少子化社会対策基本法第 13 条第 2 項

６４．宇土市不育症治療費助成

担当課：健康づくり課　母子保健係

■目的及び概要

流産を繰り返したり、死産等により妊娠を継続できず不育症の診断を受けたご夫婦の経済的負担を軽減するため、不育症治療にかかる費用の一部を助成するもの

■対象者等（受給資格者など）

次の各号のいずれにも該当する者

(1)　法律上の婚姻をしていること。
(2)　夫婦のいずれかが市内に住所を有すること。
(3)　医療保険各法のうち、いずれかの保険に加入していること。
(4)　市税等を滞納していない世帯の者であること。
(5)　医療機関において不育症と診断され、不育症治療を受けた者
(6)　不育症治療を開始した日において妻の年齢が４３歳未満であること。
(7)　他の市町村から不育症治療に係る同様の助成金等の交付を受けていないこと。

■対象となる治療

令和２年４月１日以降に受けた医療保険適用外の不育症治療と当該治療に係る検査

〈助成対象外となるもの〉

(1)　文書料、入院時の食事療養標準負担額及び個室料等不育症治療に直接関係のない費用
(2)　妊婦健康診査助成制度により助成を受けた健康診査、検査等に係る費用

■助成金額

一治療期間（妊娠後に不育症治療を開始した日から出産や流産・死産により治療終了まで）において助成対象者が負担した本人負担額の２分の１の額を 15 万円を上限に助成（通算５年間）。ただし、宇土市在住中の治療を対象とする。

■申請時期

随時受付

■留意事項

治療が終了した日の属する月の末日から６か月以内に本市へ申請すること。

■根拠法令等

宇土市不育症治療費助成事業実施要綱

６５．宇土市妊産婦健康診査助成

担当課：健康づくり課　母子保健係

■目的及び概要

妊産婦の健康管理の充実及び母子保健の増進を図るため、妊産に対して実施される健康診査に要する費用を助成するもの

■対象者

1　妊婦健診

市内に住所を有し、かつ、母子保健法第 16 条に規定する母子健康手帳の交付を受けている妊婦

2　産婦健診

令和 5 年 4 月 1 日以降に出産し、健診受診日に宇土市に住民票がある産婦

■対象となる健診

1　妊婦健診（初回～14 回）

2　産婦健診（1 回目：産後 2 週間頃、2 回目：産後 1 か月頃）※産後 8 週間以内に実施した検査

■財政支援措置

1　妊婦健診

(1)　助成率：10/10

(2)　限度額：県医師会との契約額

≪令和 7 年度契約額≫

初回	22,360 円	5 回目	5,060 円	9 回目	5,060 円	13 回目	5,060 円
2 回目	5,060 円	6 回目	8,990 円	10 回目	7,820 円	14 回目	5,060 円
3 回目	8,990 円	7 回目	5,060 円	11 回目	6,750 円		
4 回目	8,990 円	8 回目	8,000 円	12 回目	8,990 円		

2　産婦健診

(1) 健診内容：問診、健康状態（子宮復古状況、乳房の状態等)、体重・血圧測定、こころの健康チェック（エジンバラ産後うつ病質問票）

※こころの健康チェック（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施していない場合は、助成の対象となりません。

(2) 助成上限額：1 回につき 5,000 円

■申請時期

毎週火曜日（※要予約）母子手帳交付時に一緒に交付します。都合の合わない方はご相談ください。

転入の方は随時受付します。

※委託契約医療機関以外の医療機関等で健診を受けた場合は、健診を受けた日の翌日から起算して、1 年以内に償還払いの申請手続きを行ってください。

■根拠法令等

宇土市妊婦健康診査助成事業実施要綱

宇土市産婦健康診査助成事業実施要綱

６６．宇土市妊婦歯科健康診査助成

担当課：健康づくり課　母子保健係

■目的及び概要

妊婦の口腔衛生の向上及び生まれてくる子どもの健康管理を図るため、妊婦に対して実施される歯科健康診査に要する費用を助成するもの

■対象者等（受給資格者など）

市内に住所を有し、かつ、母子保健法第 16 条に規定する母子健康手帳の交付を受けている妊婦

■対象となる健診

本市が定める歯科健診

■財政支援措置

(1)　補助率：10/10
(2)　限度額：市内歯科医療機関との契約額

≪令和 6 年度契約額≫
【1 回：3,720 円】

■申請時期

毎週火曜日（※要予約）母子手帳交付時に一緒に交付します。都合の合わない方はご相談ください。
転入の方（前市町村で歯科健診を受けていない方）は随時受付します。
あ

■留意事項

(1)　歯石除去や治療が必要な場合は健康保険の診療となりますので、自己負担が生じます。
(2)　宇土市内の歯科医療機関のみでの使用となります。

■根拠法令等

宇土市妊婦歯科健康診査実施要綱

６７．宇土市産後ケア事業

担当課：健康づくり課　母子保健係

■目的及び概要

出産後、「自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて心配」「授乳がうまくいかない」「赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない」「お産と育児の疲れから体調がよくない」など、支援が必要な方を対象に、助産師等による母子ケアを提供するもの。

■対象者等（受給資格者など）

宇土市に住民票がある出産後１年未満のお母さんと赤ちゃんで、産後ケア事業を必要とする方。ただし、お母さん、赤ちゃんともに医療行為を必要とする方を除く。

■対象事業等

(1) 訪問ケア（自宅に助産師が訪問）
(2) デイケア（利用施設に通所）
(3) ショートステイ（利用施設に宿泊）

■支援内容（補助額、限度額手当額など）

方法	訪問ケア	デイケア（通所）		ショートステイ（宿泊）
		長時間型	短時間型	
内容	自宅に助産師が訪問	利用施設に通所		利用施設に宿泊
	①　お母さんの母体管理や生活面の指導（母体の回復のための休息、アドバイス、心理的ケア等） ②乳房管理（乳房ケア等）　③授乳・沐浴等の育児指導　④その他必要な保健指導			
利用時間	産後１年未満	利用施設毎に異なります		
時間 日数（分割可）	２時間以内/１回	３時間以上５時間程度／１回	３時間未満／１回	利用時間は施設に問い合わせてください。
利用回数	３回まで	３回まで（長時間型と短時間型併せて）		合計６泊まで（分割可）
利用者負担金	1,000円／１回	2,400円／１回	1,000円／１回	5,000円／1泊　＊食事代込み
多胎児加算		多胎児の場合一人につき500円加算		多胎児の場合一人につき1,000円加算
必要な持ち物		母子健康手帳、保険証、必要な母子の衣類、オムツ、おしり拭き、ミルク、哺乳瓶（ショートステイ利用時）、洗面用具等 ※詳細については、利用施設に直接お問い合わせください。		

■申請時期

随時受付

■留意事項

・ご利用には事前の申込みが必要になります。申込み後に内容を審査し、利用承認決定通知書が届くまで１週間程度かかります。
・利用時間、内容の詳細については利用施設に直接お問い合わせください。施設によっては別途料金がかかる場合もあります。
・非課税世帯、生活保護世帯の場合、利用者負担金が減額又は無料となります（詳しくは担当課までお問い合わせください）。利用料金が減免される場合も、食事代（デイケア）、ミルク代、オムツ代、交通費は実費負担です。
・利用の決定や内容、日程について希望に添えない場合があります。

■根拠法令等

宇土市産後ケア事業実施要綱

６８．妊婦のための支援給付制度

担当課：健康づくり課　母子保健係

■目的及び概要

妊婦の産前・産後機関における身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、妊婦に対し妊婦支援給付金を支給する制度です。妊娠期から子育て期まで、保健師等の専門職が身近な場所で相談に応じ、切れ目のない支援を行う「妊婦等包括相談支援」事業と併せて、妊婦等への一体的な支援を行います。

■対象となる方

申請日時点で宇土市に住民票を有し、下記のいずれかに該当する方

(1)　令和７年４月１日以降に妊娠※した妊婦
(2)　令和７年４月１日以降に出産した産婦
(3)　令和７年４月１日以降に妊娠を継続できない事由（流産・死産等）が生じた方

※妊婦のための支援給付制度においては、産科医療機関等の医師が胎児の心拍を確認したことをもって「妊娠」の事実ととらえます。医療機関で胎児心拍が確認される前に流産された場合や、血清または尿中にβ−hCG が検出されているものの妊娠が確認されない生化学的妊娠、妊娠が継続できない異所性妊娠については本制度の対象外となります。

※本市へ転入された方で、今回の妊娠・出産に際し、転入前市町村で妊婦支援給付金（又は出産・子育て応援給付金）を申請し、給付金全額を受給している場合は対象外となります。

※令和７年３月３１日までに妊娠届出を提出又は出産された方は、旧制度（出産・子育て応援給付金）の対象となります。給付金の額は妊婦支援給付金と同額です。妊婦支援給付金と出産・子育て応援給付金の重複申請はできません。

■支援内容

【経済的支援】

(1) 妊婦のための支援給付１回目　　妊婦１人につき、５万円の現金を給付
(2) 妊婦のための支援給付２回目　　胎児の数１人につき、５万円の現金を給付

■申請時期

【経済的支援】

(1) 妊婦のための支援給付１回目　　母子手帳交付時（妊娠届の提出時）に申請
(2) 妊婦のための支援給付２回目　　出生後の乳児全戸訪問時（生後２か月頃）に申請

※ ２回目の給付金申請は、出産予定日の８週間前以降から申請することができます。

■根拠法令等

宇土市妊婦のための支援給付に関する規則
こども・子育て支援法

６９．宇土市新生児聴覚検査費用助成事業

担当課：健康づくり課　母子保健係

■目的及び概要

聴覚障害は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることができる。このため、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施し、聴覚障害の早期発見・早期療育につなげるため、検査に要する費用を助成するもの

■対象者

令和 5 年 4 月 1 日以降に出産し、検査当日に宇土市に住民票がある新生児の保護者

■対象事業等

生後 1 か月以内に実施した初回の聴覚検査

■支援内容

(1) 健診内容

問診、新生児聴覚検査［ＡＡＢＲ（自動聴性脳幹反応検査）又はＯＡＥ（耳音響放射検査）］

(2) 助成上限額

新生児一人につき、5,000 円

■申請時期

母子手帳交付時に受診券を交付。指定医療機関以外で検査を受けた場合は、検査を受けた日の翌日から起算して 1 年以内に償還払いの申請手続きを行うこと。

■根拠法令等

宇土市新生児聴覚検査助成事業実施要綱

７０．１か月児健康診査費用助成事業

担当課：健康づくり課　母子保健係

■目的及び概要

生後１か月頃は、早期に発見・介入することによって、改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である。この時期に、健康診査を行い、病気や異常を早期に発見することで、その進行を未然に防止し、赤ちゃんの健康の保持及び増進を図るため、１か月児健康診査の費用の一部を助成するもの。

■対象者

令和７年４月１日以降に出生し、健診当日に宇土市に住民票がある児の保護者

■対象事業等

標準的には、出生後 27 日を超え、生後 6 週に達しない時期に実施した健診

■支援内容

(1) 健診内容

問診、医師の診察（身体発育状況、病気や異常の有無の確認等）、身長・体重測定、その他必要な保健指導

(2) 助成上限額

児一人につき、4,000 円

■申請時期

母子手帳交付時に受診券を交付。指定医療機関以外で検査を受けた場合は、検査を受けた日の翌日から起算して１年以内に償還払いの申請手続きを行うこと。

■根拠法令等

宇土市１か月児健康診査助成事業実施要綱

７１．宇土市予防接種事業

担当課：健康づくり課　母子保健係

■目的及び概要

伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため予防接種を実施するもの

■種別及び対象者

種別	対象者
ヒブ	生後２～60 か月に至るまで
小児用肺炎球菌	生後２～60 か月に至るまで
B 型肝炎	出生～1 歳に至るまで
ロタ	(ロタリックス)出生６週後～出生 24 週０日後まで (ロタテック)出生６週後～出生 32 週０日後まで ※初回接種は出生 14 週６日後まで
四種混合(百日せき・破傷風・ジフテリア・ポリオ)	生後２～90 か月に至るまで
五種混合(百日せき・破傷風・ジフテリア・ポリオ・Hib 感染症)	生後２～90 か月に至るまで
BCG	出生～1 歳に至るまで
麻しん風しん二種混合	第１期:生後 12～24 か月に至るまで 第２期:就学前１年間
特例第１期	令和 6 年度内に生後 24 月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
特例第２期	令和 6 年度における第 2 期の対象者(5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの)であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
水痘	生後 12～36 か月に至るまで
日本脳炎	1 期:生後６～90 か月に至るまで 2 期:9 歳～13 歳未満(標準:小学４年生)
[特例措置]	平成７年４月２日～平成 19 年４月１日生まれの方で、20 歳未満の間
二種混合(ジフテリア・破傷風)	11 歳以上 13 歳未満(標準:小学６年生)
子宮頸がん予防	小学６年生～高校１年生
[キャッチアップ接種]	対象:平成９年４月２日～平成 21 年４月１日生まれの女性で、令和４年４月１日～令和７年３月 31 日の期間中１回以上接種を行っている者 接種期間:令和７年４月１日～令和８年３月 31 日
高齢者インフルエンザ	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器、HIV ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者 ※毎シーズン１回
乳幼児・学童インフルエンザ	生後６ヵ月～中学３年生 ※毎シーズン１回
新型コロナウイルス	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器、HIV ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者 ※毎シーズン１回
成人用肺炎球菌	65 歳の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器、HIV ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者
帯状疱疹	65 歳を迎える者 60 歳以上～64 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な者
令和 7～11 年度までの経過措置(5 年間)	その年度内に 70、75、80、85、90、95、100 歳(※1)となる者 (※1)100 歳以上の方については、2025 年度に限り全員対象

■助成金額

高齢者インフルエンザ、乳幼児・学童インフルエンザ、新型コロナウイルス、成人用肺炎球菌、帯状疱疹は、それぞれ上限あり。その他は全額助成

■根拠法令等

予防接種法第５条に基づく予防接種等及び行政措置に基づく予防接種

７２．宇土市予防接種助成金

担当課：健康づくり課　母子保健係

■目的及び概要

市外の医療機関(本市が熊本県医師会と締結している熊本県予防接種広域化業務契約に賛同している医療機関を除く。以下同じ。)において、予防接種を受けた市民に対し助成金を交付するもの

■対象者

市内に住所を有し、下記の定期の予防接種を市外の医療機関において接種した者

種別	対象者
ヒブ	生後２～60 か月に至るまで
小児用肺炎球菌	生後２～60 か月に至るまで
B 型肝炎	出生～1 歳に至るまで
ロタ	(ロタリックス)出生６週後～出生 24 週０日後まで (ロタテック)出生６週後～出生 32 週０日後まで ※初回接種は出生 14 週６日後まで
四種混合(百日せき・破傷風・ジフテリア・ポリオ)	生後２～90 か月に至るまで
五種混合(百日せき・破傷風・ジフテリア・ポリオ・Hib 感染症)	生後２～90 か月に至るまで
BCG	出生～1 歳に至るまで
麻しん風しん二種混合	第１期:生後 12～24 か月に至るまで 第２期:就学前１年間
特例第１期	令和６年度内に生後 24 月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
特例第２期	令和６年度における第２期の対象者(5 歳以上７歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の１年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの)であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
水痘	生後 12～36 か月に至るまで
日本脳炎	1 期:生後６～90 か月に至るまで ２期:9 歳～13 歳未満(標準:小学４年生)
[特例措置]	平成７年４月２日～平成 19 年４月１日生まれの方で、20 歳未満の間
二種混合(ジフテリア・破傷風)	11 歳以上 13 歳未満(標準:小学６年生)
子宮頸がん予防	小学６年生～高校１年生
[キャッチアップ接種]	対象:平成９年４月２日～平成 21 年４月１日生まれの女性で、令和４年４月１日～令和７年３月 31 日の期間中１回以上接種を行っている者 接種期間:令和７年４月１日～令和８年３月 31 日
高齢者インフルエンザ	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器、HIV ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者 ※毎シーズン１回
乳幼児・学童インフルエンザ	生後６ヵ月～中学３年生 ※毎シーズン１回
新型コロナウイルス	65 歳以上の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器、HIV ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者 ※毎シーズン１回
成人用肺炎球菌	65 歳の者 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓、呼吸器、HIV ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者
帯状疱疹	65 歳を迎える者 60 歳以上～64 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な者
令和 7～11 年度までの経過措置(５年間)	その年度内に 70、75、80、85、90、95、100 歳(※1)となる者 (※1)100 歳以上の方については、2025 年度に限り全員対象

■助成金額

本市が定める予防接種料金(熊本県医師会が提示する額を宇土地区医師会と協議したもの)の額の範囲内

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市予防接種助成金交付要綱

７３．各種健康診断・がん検診

担当課：健康づくり課　健康推進係

■目的及び概要

疾病の早期発見と早期治療、生活習慣病の予防による壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を図るため、健診を実施するもの

■対象者

(1)　特定健診
40～74 歳の宇土市国民健康保険被保険者
(2)　高齢者健診
後期高齢者医療保険被保険者
(3)　若年者健診
30～39 歳の宇土市国民健康保険被保険者
(4)　人間ドック
宇土市国民健康保険被保険者の節目年齢（40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳、70 歳）
(5)　各種がん検診・腹部超音波検診
18 歳以上（学生を除く。）
(6)　骨粗鬆症検診
18歳以上の女性
(7)　結核検診
65歳以上

■助成金額

宇土市保健センター等を会場とする集団健診及び医療機関等における施設健診の実施と受診料金の助成

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

健康増進法
高齢者の医療の確保に関する法律
感染症予防法

７４．若年がん患者在宅療養生活支援事業補助金

担当課：健康づくり課　健康推進係

■目的及び概要

がんで在宅療養する 40 歳未満の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送れるよう利用するサービス費用の一部を補助するもの。

■補助対象となる方

次の要件を全て満たす方

(1)　申請時点に宇土市内に居住し、宇土市の住民基本台帳に記録されている方

(2)　一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断したがん患者の方

(3)　対象サービス利用時に１８歳以上４０歳未満の方（１８歳又は１９歳で、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方を除く。）

(4)　他の法令等に基づく同種の助成等（他自治体での助成等を含む。）を受けていない方

(5)　市税等の滞納がない方

■補助対象サービスと補助額

令和 6 年 11 月 21 日以降に申請し、利用承認後に利用した下記のサービス

（他の制度の給付対象となるサービスを除く。）

補助対象となるサービス	補助額
1　訪問介護	1 から 4 のサービス利用料の合計額（1 か月あたり）の 9 割を助成 ※上限は 6 万円 ※4 は 1 回限り
2　訪問入浴介護	
3　福祉用具貸与（車いす、歩行器、電動ベッドなど）	
4　福祉用具購入（腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽など）	

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市若年がん患者在宅療養生活支援事業補助金交付要綱

７５．がん患者アピアランスケア推進事業補助金

担当課：健康づくり課　健康推進係

■目的及び概要

がん治療によるアピアランス（外見）の変化を補完するウィッグや乳房補正具等の購入費用を助成することで、QOL（生活の質）の向上を図り、治療と社会参加の両立を応援するもの。

■補助対象となる方

次の要件を全て満たす方

（１）申請時点に宇土市内に居住し、宇土市の住民基本台帳に記録されている方
（２）がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）を受けた方又は現に受けている方
（３）他の法令等に基づく同種の助成等（他自治体での助成等を含みます。）を受けていない方
（４）市税等の滞納がない方

■補助対象となる用具

がん治療に起因する脱毛又は外科的治療等により購入した下記の用具
（令和６年４月１日以降 に購入したものに限る）

区分	補助対象となる用具
ウィッグ等	ウィッグ（医療用、医療用以外を問わない。）、装着用ネット、毛付き帽子など
乳房補正具等	補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房（エピテーゼ）など

※ 補助対象者１人につき各区分１回限り対象となります。
※ 付属品及びケア用品（クリーナー、ブラシ、シャンプー、リンス、スタンド、商品を保管する容器等）の購入費、購入のための送料及び交通費、代金決済手数料、申請に必要な証明書等に係る費用やサイズ調整、カット及びセットに係る費用は対象外です。

■補助額

補助対象用具購入費用の半額（1 区分につき上限 20,000 円）

■申請時期

随時受付（用具を購入した日の翌日から１年以内に申請してください。）

■根拠法令等

宇土市がん患者アピアランスケア推進事業補助金交付要綱

７６．熊本健康アプリ「もっと健康！げんき！アップくまもと」

担当課：健康づくり課　健康推進係

■目的及び概要

スマートフォン専用アプリ「もっと健康！げんき！アップ　くまもと」を活用して、日常のウォーキングや健診受診など健康づくりに繋がる活動に対しポイント付与を行うことにより、無理せず楽しみながら生活習慣の改善につながる環境を構築し、市民の健康状態の改善及び健康寿命の延伸を図ることを目的としているもの。令和 3 年（2021 年）4 月 1 日より、熊本連携中枢都市圏事業として、14 の市町村で共同運用を開始し、令和 7 年（2025 年）4 月からは 23 市町村による共同運用に拡大している。

■対象者

次のいずれかに該当するもの

(1)　満 18 歳以上

(2)　実施市町村に居住または通勤通学する者

《実施市町村》熊本市・玉名市・山鹿市・菊池市・宇土市・宇城市・阿蘇市・美里町・玉東町・大津町・高森町・西原村・南阿蘇村・御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町・天草市・苓北町・南関町・和水町・球磨村

■支援内容

熊本健康アプリ「もっと健康！げんき！アップ　くまもと」は、「歩く」「検診を受ける」などの日々の健康づくり活動をポイントとして貯めて、協力店で特典を受けたり、賞品応募ができるアプリ。貯まったポイント数で応募できる商品が変わる。

⑴　ポイント付与条件

・毎日ポイント：歩数及び健康に関する記録、アプリ起動に対してポイントを付与

・健診等ポイント：特定健診、がん検診、歯科健診、献血の受診に対してポイントを付与

・ミッションポイント：健康イベント等に参加し、二次元コード読み取りによりポイント付与

⑵　上半期抽選会

実施市町村にお住いの 18 歳以上の方で、健康ポイントを 500 ポイント以上獲得している方は上半期抽選会に応募できる。

⑶　年度末抽選会

「げんき！アップカード」獲得者で実施市町村に在住する 18 歳以上の方は年度末抽選会に応募できる。「げんき！アップカード」は獲得したポイント数に応じてカードのランクが変わる。カードランクによって応募できる賞品も変わる。

⑷　職場対抗戦・なかよし対抗戦

チームを組み、チーム一人あたりの平均歩数で争う対抗戦。参加者全員にポイントが付与される。

■根拠法令等

健康増進法

７７．緑化推進事業（個人植樹活動助成）

担当課：農林政策課　農林振興係

■目的及び概要

みどり豊かな生活環境の実現を目的として植樹に対する経費を一部助成するもの。

■対象者

次の各号のいずれにも該当する者

(1)　市内に居住し、住宅を所有する個人。

(2)　過去に本事業の助成を受けたことがないこと。

■対象条件

申請者の住宅敷地内に生垣もしくは樹木を植栽すること。

■助成金額

1 件当たりの限度額を 1 万円とする。助成件数は 10 件程度とします。

（予算がなくなり次第終了とします。）

■申請時期

12 月中旬～3 月中旬まで

■留意事項

当該年度内に設置が完了すること。

７８．緑化推進事業（地区植樹活動助成）

担当課：農林政策課　農林振興係

■目的及び概要

みどり豊かで快適な生活環境の創造とみどりのふれあいを目的として公共地等に植樹を行った者に対し、その経費の一部を助成するもの。

■対象者

各地区行政区長会

■対象条件

学校、公園・路地、公共施設（公民館）等に植樹を行うこと。（学校については地区と学校で協議）

■助成金額

1 地区上限 5 万円以内で活動に要した費用（予算によって上下する）。

※　樹木の材料費、肥料等の経費事業実施時のお茶、菓子代等（弁当・作業謝礼は対象外）その他（苗木の運搬費等）それ以外の経費については協議する。

■申請時期等

(1)　植樹活動の選定計画　12 月上旬

(2)　植樹活動後の報告　3 月上旬

※　各地区行政区長会会長宛てに 12 月に通知文発送

■留意事項

(1)　植樹を行う樹種について、指定はありませんが、草花の苗は認められません。

(2)　事業実施箇所が複数ある場合は、実施箇所分の提出をお願いします。

(3)　写真については、事業前後各 1 枚及び活動状況 2 枚の計 4 枚となります。（カメラが必要な場合は、農林政策課にて貸出可能です）

(4)　領収書の宛名は、各地区行政区長会の代表者名でお願いします。

７９．宇土市有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金

担当課：農林政策課　農林振興係

■目的及び概要

有害鳥獣による農林産物の被害防止を図ることを目的に、有害鳥獣が農林地に侵入することを防止するための柵や附帯施設の設置に要する経費の一部に対して補助金を交付するもの。

■対象者等（受給資格者など）

次のいずれにも該当する者

(1)　市内に住所を有する農林業者又はその組織する団体
(2)　農林業者等が管理する農林地において、新たに侵入防止柵等の設置を行う者
(3)　侵入防止柵等を適切に管理する者
(4)　市税等の滞納がない者
(5)　同一年度内にこの補助金を受けたことがない者

■対象経費

侵入防止柵等の設置に係る資材購入費（侵入防止柵等の設置に係る工事費及び人件費は補助対象外）

■補助率及び限度額

(1)　補助率：1/2 以内
(2)　限度額：10 万円

■申請時期

随時受付

■留意事項

(1)　交付決定前に資材を購入した場合は、助成対象になりません。
(2)　予算がなくなり次第終了します。

■根拠法令等

宇土市有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金交付要綱

８０．宇土市里道等整備補助金

担当課：土木課 庶務係

■目的及び概要

住民の生活環境の改善を図ることを目的として、一般交通の用に供している里道等の整備工事を行う者に対して補助金を交付するもの。

■対象者

次の各号に掲げる要件のすべてを具備する里道等の工事施工者

(1)　現に一般交通の用に供されていること
（公図上の里道、又は私道であって公衆用道路として登記がなされたものに限る。）
(2)　幅員が 2 メートル以上であること
(3)　道路に接する家屋の戸数が 2 戸以上であり、かつ、道路に接する土地が相当数以上の所有者により所有されていること
(4)　道路敷地すべての地権者の文書による承諾を得ていること
(5)　住宅建築後 3 年以上経過していること

※　工事施工者
里道等の所有者、居住者及び地域団体で、当該道路の整備工事を行う者

※　地域団体
地域住民の文教、民生、福祉等に関する活動を行うため自主的に組織された町内会その他の公共団体

■補助金額

市長が別に定める補助基準により算出した工事費のうち次の区分により求めた額とする。ただし、その額が 800,000 円を超えるときは 800,000 円とし、50,000 円未満のときは補助金は交付しない。

対象戸数	補助率	備考
2 戸	50%	
3 戸以上	70%	
地区連絡道路	70%	一般的に住民管理による公図上の里道等

■申請時期

随時受付
※　要望や予算の都合により年度内対応不可の場合あり、その場合は次年度以降

■根拠法令等

宇土市里道等整備補助金交付要綱

８１．市道等清掃ボランティア支援事業

担当課：土木課　庶務係

■目的及び概要

市道や水路等の機能保全の確保と生活環境の維持、更に、地域コミュニティの強化を図り住民主導のまちづくりを形成するため、地域のボランティア活動（草刈り、水路・河川の土砂撤去等）を行う行政区に対し、その活動資金の一部として謝金を交付するもの。

■対象となる作業

作業は２名以上で行い、申請する行政区内の道路及び水路等で行う次の作業に限る。なお、国、県、市又は他団体から補助金又は助成金を受けて行う作業は、謝金の交付対象とならない。

(1)　道路及び水路等の除草作業（法面を含む）

(2)　道路側溝、水路及び河川の土砂撤去並びに土嚢袋への袋詰め

■謝金交付額

参加人数 × 作業時間	謝金額
10　～　25	5,000 円
26　～　50	10,000 円
51　～　100	20,000 円
101　～	30,000 円

※　1年間の参加人数×作業時間で謝金額を計算し、交付する。

■申請時期

随時受付（事前に作業実施計画書を提出する必要がある。）

■その他

ボランティア作業が完了したときは、ボランティア作業完了届に作業中の写真を添えて提出すること。

８２．宇土市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金

担当課：土木課　庶務係

■目的及び概要

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）等内に居住する方が、生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）外に移転する場合に、補助金を交付するもの。

■対象となる要件

次に掲げる要件全てに該当する住宅

(1)　これまで住んでいた住宅を除去すること。

(2)　土砂災害警戒区域外に移転すること。

(3)　移転先が熊本県内であること。

(4)　土砂災害特別警戒区域内に、区域指定日前から居住していること。

■補助金額

上限額　300万円／戸（住宅除去費、移転経費、住宅建設・購入費、土地調査費等）

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要綱

熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金交付要項

８３．宇土市危険樹木伐採事業補助金

担当課：土木課　庶務係

■目的及び概要

危険樹木の倒木被害から人命及び市道等を保護するため、市内の危険樹木の伐採を行う行政区の代表者に対し、補助金を交付するもの。

■対象となる要件

次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する危険樹木

(1)　土砂災害警戒区域等内の危険樹木のうち、住家（現に居住の用に供しているものに限る。）に被害を与えるおそれがあるもの。ただし、熊本県が実施する急傾斜地崩壊対策事業の要件を満たす区域に存する危険樹木を除く。

(2)　市道等に被害を与えるおそれがあるもの。

(3)　前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に危険であると認めるもの。

■対象経費

危険樹木の伐採、撤去及び処分に要する経費

■補助金額

(1)　補助率：1/2 以内

(2)　限度額：30 万円(対象経費が 10 万円未満の場合は、補助金を交付しない。)

※　補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは切り捨てる。

■申請時期

随時受付

※　要望や予算の都合により年度内対応不可の場合あり、その場合は次年度以降

■根拠法令等

宇土市危険樹木伐採事業補助金交付要綱

８４．宇土市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金

担当課：都市整備課　建築住宅係

■目的及び概要

高齢者、障害者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付するもの。

■対象者

事業者（市税等を滞納していない者）

■対象事業及び経費

次の事業（改修に限る。）に要する経費

(1)　バリアフリー新法に規定する建築物特定施設をはじめ、利用者に配慮して整備される一連の施設について、建築物移動等円滑化誘導基準等を満たす施設整備に要する費用

(2)　利用者ニーズの把握に要する経費

■補助率及び限度額

(1)　補助率　：2/3 以内

(2)　限度額　：200 万円／件

■根拠法令等

宇土市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要綱

熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業（熊本県）

８５．宇土市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

担当課：都市整備課　建築住宅係

■目的及び概要

がけ地の崩壊による危険から住民の生命を保護するため、国が定める住宅・建築物耐震改修等事業補助金交付要綱及び熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱に基づき、危険住宅からの移転を行う者に対して補助金を交付するもの。

■対象者

次の各号のいずれにも該当している者

(1)　市税等を滞納していない者

(2)　危険住宅を所有している者

■対象事業等

補助対象事業の内容	補助対象経費	補助金の額
危険住宅の除却を行う場合	危険住宅の除却等に要する経費（撤去費、動産移転費、跡地整備費及び仮住居費）	補助率：10/10 限度額：975,000円（1戸当たり）
危険住宅に代わる住宅の建設等を行う場合	危険住宅に代わる住宅の建設等に要する資金を金融機関から借り入れる場合において、当該借入金利子（年利率 8.5%を限度とする。）に相当する額の経費	補助率：10/10 限度額:4,210,000円(1戸当たり) 建物 3,250,000円 土地 960,000円

■根拠法令等

宇土市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

社会資本整備総合交付金交付要綱

熊本県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助

８６．宇土市戸建て木造住宅耐震診断事業補助金

担当課：都市整備課　建築住宅係

■目的及び概要

市内に所在する戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、平成 12 年 5 月 31 日以前に着工した一戸建ての木造住宅又は平成 28 年熊本地震によりり災した一戸建ての木造住宅について、耐震診断事業を促進するため予算の範囲内において補助金を交付するもの。

■対象者

補助対象住宅の所有者で市税等を滞納していない者
（共有者がいる場合は、補助事業の実施について全員の承諾が必要）

■対象住宅

次の各号のいずれにも該当している建物
(1)　市内に所在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者が居住している建物
(2)　在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下の建物
(3)　平成 12 年 5 月 31 日以前に着工した建物又は平成 28 年熊本地震によりり災したことが証明できる建物
(4)　過去にこの要綱に基づく補助金の交付をうけていない建物
(5)　建築基準法に係る違反のない住宅

■対象費用

耐震診断（木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）（財団法人日本建築防災協会発行）に掲げる精密診断法により地震に対する安全性を評価することをいう。）に係る費用

■補助率及び限度額

(1) 補助率：①9/10 以内、②2/3 以内
(2) 補助交付の限度額：「補助対象経費に補助率を乗じて得た額」又は「①135,000 円、②90,000 円」のいずれか低い方の額。
※ ① 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの
　② 平成 28 年熊本地震によりり災したことが証明できるもの

■根拠法令等

宇土市戸建て木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱
社会資本整備総合交付金交付要綱

８７．宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金（建替え設計及び建替え工事一括補助）

担当課：都市整備課　建築住宅係

■目的及び概要

市内に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。

■対象者

市税等を滞納していない者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの
(1)補助事業の対象となる住宅を所有する者
(2)中古住宅を購入し、自ら居住する見込みである者
(3)当該住宅に居住している住居所有者の２親等以内の親族

■対象住宅

次の各号のいずれにも該当している建物　（※これらの他に各事業で個別の要件があります）
(1)　市内に所在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者が居住している建物
(2)　在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下の建物
(3)　平成 12 年 5 月 31 日以前に着工した建物又は熊本地震によりり災したことが証明できる建物
(4)　耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建物
(5)　補助事業者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員から補助事業の実施について承諾が得られていること

■対象費用

補助対象住宅の建替え設計（建替え工事費の見積り作成に要する費用及び建替え工事管理に要する費用を含む。）及び建替え工事に要する費用（少なくとも建替え工事に要する費用を含む場合に限る。建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）

■補助率及び補助金の額

(1)　補助率：①9/10 以内、②53/60 以内、③4/5 以内
(2)　補助金の額：「補助対象経費に補助率を乗じて得た額」又は「①157.5 万円、②132.5 万円、③115 万円」のいずれか低い方の額。
※①　昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの、又は高齢者等(65 歳以上、直近の年度の住民税が課税されていない世帯、又は障がい者等で市長が認める者)居住世帯であるもの
②　昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月 31 日までの間に着工したもの
③　①②以外のもの

■留意事項

(1)　建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの。
(2)　建替え工事を行う場合は、工事監者が工事監理を行い、設計建築士事務所の登録を行っていること。また、500 万円以上の工事の場合は、建設業の許可をもつ者が行うこと。
(3)　補助対象住宅が、建築基準法に係る違反のないもの
(4)　過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行っていないもの

■根拠法令等

宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱
社会資本整備総合交付金交付要綱

８８．宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金（耐震改修設計及び耐震改修工事一括補助）

担当課：都市整備課　建築住宅係

■目的及び概要

市内に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。

■対象者

市税等を滞納していない者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの
(1)補助事業の対象となる住宅を所有する者
(2)中古住宅を購入し、自ら居住する見込みである者
(3)当該住宅に居住している住居所有者の２親等以内の親族

■対象住宅

の各号のいずれにも該当している建物　（※これらの他に各事業で個別の要件があります）
(1)　市内に所在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者が居住している建物
(2)　在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下の建物
(3)　平成 12 年 5 月 31 日以前に着工した建物又は熊本地震によりり災したことが証明できる建物
(4)　耐震改修設計に係る補助金の交付を過去に受けていない建物
(5)　補助事業者以外に所有権を有しているものが存する場合、その全員から補助事業の実施について承諾が得られていること

■対象費用

補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（これらを一括して申請する場合に限る。耐震改修工事に要する費用には、工事監理に要する費用を含まない。）。

■補助率及び補助金の額

(1)　補助率：①9/10 以内、②53/60 以内、③4/5 以内
(2)　補助金の額：「補助対象経費に補助率を乗じて得た額」又は「①157.5 万円、②132.5 万円、③115 万円」のいずれか低い方の額。

※①　昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの、又は高齢者等(65 歳以上、直近の年度の住民税が課税されていない世帯、又は障がい者等で市長が認める者)居住世帯であるもの
②　昭和 56 年 6 月から平成 12 年 5 月 31 日までの間に着工したもの
③　①②以外のもの

■留意事項

(1)　耐震改修設計は、設計者（耐震改修設計を行う建築士で決められた木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けたもの等以下同じ）が実施するものであること。
(2)　耐震改修工事を行う場合は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの。
(3)　耐震改修工事を行う場合は、その結果、地震に対して安全な構造となるもの。
(4)　耐震改修工事を行う場合は、工事監理者が工事監理を行い、設計建築士事務所の登録を行っていること。また、500 万円以上の工事の場合は、建設業の許可をもつ者が行うこと。
(5)　補助対象住宅が、建築基準法に係る違反のないもの
(6)　過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行っていないもの
(7)　耐震改修工事に要する費用をこの事業の対象としない場合は、耐震改修設計補助と同様の補助率とする。

■根拠法令等

宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱
社会資本整備総合交付金交付要綱

８９．宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金（耐震シェルター工事）

担当課：都市整備課　建築住宅係

■目的及び概要

市内に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震シェルター工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。

■対象者

市税等を滞納していない者

■対象住宅

次の各号のいずれにも該当している建物

(1)　市内に所在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者が居住している建物

(2)　在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下の建物

(3)　昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建物又は昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工し、次のいずれかに該当する建物

ア）災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、全壊又は大規模半壊と認定された建物

イ）耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建物

ウ）平成 28 年熊本地震によりり災したことが証明できる建物

(4)　耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていない建物

■対象費用

補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用

■補助率及び補助金の額

(1)　補助率：1/2 以内

(2)　補助金の額：補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 20 万円のいずれか低い方の額

■留意事項

耐震シェルター工事とは、地震発生時に住宅の倒壊から居住者の命を守るため、シェルターを設置する工事のこと。また、シェルター工事は認められた工法とする必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

■根拠法令等

宇土市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

社会資本整備総合交付金交付要綱

９０．宇土市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金

担当課：都市整備課　建築住宅係

■目的及び概要

平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊による事故を受け、基準に合っていない危険なブロック塀等の安全対策の必要性が再認識されています。本事業は、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀等の撤去を実施するものに対して、予算の範囲内で危険なブロック塀等の撤去又は改修工事に係る費用の一部を補助します。

■対象者

次の各号のいずれにも該当している者
(1)　避難路に面する危険なブロック塀等を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
(2)　市税等を滞納していない者

■対象となるブロック塀等

次に掲げる要件全てに該当する危険ブロック塀等。
(1)　避難路に面していること。
　避難路・・・地域防災計画又は宇土市耐震改修促進計画において国のブロック塀等の安全確保に関する事業の対象として定める道路。
(2)　当該ブロック塀等が面する道路面からの高さが 80 センチメートル以上のもの
(3)　当該ブロック塀自体の高さが 60 センチメートル以上のもの
(4)　点検表に基づき点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
(5)　危険なブロック塀等の改修は、既存の危険なブロック塀等を撤去後に地震に対して安全な塀等を設置する工事をいう

■対象費用

上記の対象となる危険ブロック塀等を撤去又は改修する工事に係る経費

■補助率及び限度額

(1)　補助率：補助対象事業費の 3 分の 2 以内
(2)　限度額
ア）撤去工事
20 万円又は撤去するブロック塀等の長さ 1 メートル当たりに対し 1 万 2 千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額
イ）改修工事
10 万円又は撤去するブロック塀等の長さ 1 メートル当たりに対し 1 万 5 千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額
※　改修工事のみの場合は、補助金の対象外です。

■留意事項

補助金の申請には、対象路線の確認やいくつかの添付書類が必要となりますので、事前に担当課にて現地確認を行ったものに限ります。

■根拠法令等

宇土市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱
熊本県危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要項
社会資本整備総合交付金交付要綱

９１．宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金

担当課：都市整備課　建築住宅係

■目的及び概要

管理が不適切な空家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家等の除却を促進し、市民の安全・安心な住環境の保全及び地域の活性化を図るもの

■対象者

次の各号のいずれにも該当している者

(1) 老朽危険空家等の所有者、当該所有権の相続権利者又は法定後見制度による所有者の代理人
(2) 市税等を滞納していない者

■対象事業

解体工事業等の許可をうけた市内事業者による老朽危険空家等の除却（敷地全体を空家等の定着物がない土地にする工事）

■対象空家等

次の各号のいずれにも該当している空家等

(1) 宇土市内に存在する居住の用に供する建築物でかつ1年以上使用されていないもの
(2) 鉄筋コンクリートブロック造、コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造の住宅ではないこと
(3) 住宅の老朽化の不良度判定基準に掲げる評定項目の評点の合計が100以上である状態にありかつ危険度判定基準のいずれかに該当する状態であること
(4) 同一敷地内において、居住の実態がないこと
(5) 抵当権等が設定されていないこと。ただし、抵当権等が設定されていてもすべての権利者が当該空家等の除却について同意している場合は除く
(6) 国や地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないもの
(7) 公共事業等による補償を受けていないこと
(8) 売買により所有権が移転している場合は、所有権を取得してから1年以上経過していること

■補助率及び補助金の額

(1) 補助率：2/3
(2) 補助金の額：補助対象経費に補助率を乗じた額で上限90万円

■留意事項

補助金の申請にあたっては、事前調査が必要です。
申請前にご相談ください。

■根拠法令等

宇土市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱
社会資本整備総合交付金交付要綱

９２．特定公共賃貸住宅における子育て世帯移住促進助成金

担当課：都市整備課　建築住宅係

■目的及び概要
中堅所得者向けの市営住宅である特定公共賃貸住宅（入地団地 14 棟）において、宇土市外から入居する子育て世帯に助成金を交付するもの。

■対象者
特定公共賃貸住宅の入居条件（下記①）を満たした上で、宇土市外から特定公共賃貸住宅に移住する子育て世帯（下記②）

①特定公共賃貸住宅の入居条件
・現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者等）がいる
・政令月収が 153,000 円以上の世帯
・地方税等の滞納がない
・暴力団員でない

②宇土市外から特定公共賃貸住宅に移住する子育て世帯
・令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に入居
・同居の親族すべてが宇土市外から転入
・入居時に義務教育修了前の子どもが属する世帯
・進学・転勤等の一時的な転入ではなく、3 年以上宇土市内に居住する意思がある
・国・県・市による他の定住移住を目的とした補助金の交付を受けていない
・交付申請時点で、入居時から継続して子を扶養している

■支援内容
助成金…20,000 円/月（上限 24 か月/48 万円）、1 年が経過するごとに申請を受付
＊市内に転居した場合も入居期間に応じて交付

■申請時期
都市整備課窓口にて随時受付、最大 10 戸まで（先着受付順）

■根拠法令等
宇土市特定公共賃貸住宅条例
宇土市特定公共賃貸住宅施行規則
宇土市子育て世帯移住促進助成金交付要綱

■その他
特定公共賃貸住宅…中堅所得者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、地方公共団体が建設した公営住宅のこと。

９３．宇土市就学援助

担当課：学校教育課　学務係

■目的及び概要

経済的理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、学用品等、修学旅行費、給食費、医療費等の一部を援助するもの。

■対象者

原則、市内に住所を有し、小中学校に在学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する者

(1)　生活保護を受給中又は過去に受給
(2)　市町村民税の非課税（世帯全員）
(3)　市町村民税の減免
(4)　個人事業税の減免
(5)　固定資産税の減免
(6)　国民年金掛金の減免
(7)　国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
(8)　児童扶養手当の支給
(9)　生活福祉資金による貸付
(10)　特別な事情（失業・疾病等）による所得の減少、又はその他の経済的な理由により生活が困窮しているため、子どもを就学させるのが困難な場合（※世帯の収入認定額が生活保護基準額の 1.3 倍未満であること。）

■援助額（令和７年度現在）

(1)　小学校年額	①	新入学児童生徒学用品費等	57,060 円（4 月までに認定された者）
	②	学用品費等	11,630 円
	③	通学用品費（第 1 学年を除く）	2,270 円
(2)　中学校年額	①	新入学児童生徒学用品費等	63,000 円（4 月までに認定された者）
	②	学用品費等	22,730 円
	③	通学用品費（第 1 学年を除く）	2,270 円
(3)　小学校・中学校共通	①	修学旅行費	交通費等の実費（土産代等は除く）
（①～④は限度額あり）	②	通学費	実費
	③	校外活動費	交通費・見学料の実費
	④	オンライン学習通信費	実費
	⑤	学校給食費	現物支給
	⑥	日本スポーツ振興センター掛金	460 円（4 月までに認定された者）

※ 生活保護を受給中の方は、医療費及び修学旅行費のみを支給します。

■申請時期

随時受付。ただし、申請日により下記のとおり認定期間が異なります。

(1)　4 月 30 日までに申請の場合の認定期間：4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
(2)　5 月 1 日以降に申請の場合の認定期間：その認定日の月の初日から当該年度の 3 月 31 日まで

■留意事項

申請時には、申請書に児童扶養手当証書等、申請事由となる証明書及びマイナンバー（身分証明書と併せて）を添付のうえ、学校長に提出が必要です。

■根拠法令等

宇土市就学援助要綱

９４．宇土市入学準備祝金

担当課：学校教育課　総務係

■目的及び概要

入学時の経済的負担を軽減するため。

■対象者

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者

①　本人又は保護者が宇土市に引き続き1年以上居住していること。

②　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）以上に進学する者であること。

③　生活保護法による保護を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯であること。

④　世帯に市税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金又は下水道受益者分担金、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料と当該住宅における駐車場使用料及び学校給食費の滞納がないこと。

■支援内容

入学準備祝金の額等（入学準備祝金の給付は入学年に1回のみとなります。）

<table>
<tr><th>進学予定区分</th><th>額</th><th>人数</th><th>提出書類</th><th>提出先</th></tr>
<tr><td>高等学校</td><td rowspan="3">50,000円</td><td rowspan="3">10名以内</td><td rowspan="3">①　申請書
②　世帯全員分の住民票(続柄記載必要)
※　本籍、住民票コード、マイナンバーの記載は不要
③　世帯全員分の所得・課税証明書(申請年度の前年度分の所得・課税証明書)
④　市税等の収納状況調査に係る同意書
⑤　合格証明書又は合格通知書の写し
⑥　成績証明書
⑦　推薦書</td><td rowspan="3">在学中学校</td></tr>
<tr><td>高等専門学校</td></tr>
<tr><td>専修学校
(高等課程)</td></tr>
<tr><td>短大</td><td rowspan="3">100,000円</td><td rowspan="3">8名以内</td><td rowspan="3">①　申請書
②　世帯全員分の住民票(続柄記載必要)
※ 本籍、住民票コード、マイナンバーの記載は不要
③　世帯全員分の所得・課税証明書(申請年度の前年度分の所得・課税証明書)
④　市税等の収納状況調査に係る同意書
⑤　合格証明書又は合格通知書の写し
⑥　成績証明書
⑦　推薦書</td><td rowspan="3">教育委員会
学校教育課</td></tr>
<tr><td>専修学校
(専門課程)</td></tr>
<tr><td>大学</td></tr>
</table>

■申請時期

毎年2月1日から3月31日まで（午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ））

■留意事項

・応募多数の場合は、次の順に給付生を決定します。

①　生活保護法による保護を受けている世帯

②　世帯の合計所得金額から世帯員数に28万円を乗じた額を差し引いた額が小なる世帯

③　受給者となる前に在学及び在学した学校での3年間の成績の平均値が大きい者

・給付生に決定した人は、入学後、誓約書及び在学証明書の提出が必要です。

■根拠法令等

宇土市入学準備祝金給付基金条例、宇土市入学準備祝金給付基金条例施行規則

９５．宇土市自治公民館等整備事業補助金

担当課：生涯活動推進課　生涯学習係

■目的及び概要

コミュニティの形成を通じて地域住民の連帯意識の醸成と自治意識の高揚を図り、地域社会の健全な発展に資することを目的として行われる自治公民館等の整備に要する経費について、補助金を支給するもの。

■対象者

自治組織

■対象事業

自治公民館等の新築、改築、増築又は改修。ただし、当該年度内にその事業が完了するもの。

■補助金額

(1)　補助率：1/3 以内
(2)　限度額：50 万円

≪対象経費≫
本体工事、附帯設備工事（電気、ガス、給排水、空調及び衛生設備等の工事）に要する経費

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市自治公民館等整備事業補助金交付要綱

９６．宇土市民スポーツ大会出場補助金及びジュニアスポーツ大会出場加算補助金

担当課：生涯活動推進課　スポーツ振興係

■目的及び概要

スポーツの振興及び宇土市民の健康増進を図り、明るく生き生きとした市民生活が享受できる地域社会の実現を目的として、熊本県民体育祭、九州大会又はそれを超える大会に、本市又は本市を含む広域的な地域の代表として出場する選手等に対し、予算の範囲内において補助金を支給するもの。

また、宇土市の小学生及び中学生（以下「ジュニア」という。）のスポーツ活動を応援し、かつジュニアスポーツの普及と振興を図ることを目的に、大会出場者がジュニアの場合、予算の範囲内で補助金を加算する。

■対象者

次に掲げるいずれかに該当する者。なお、対象者の内、大会に出場するジュニア及びジュニアスポーツ団体の監督又はコーチについては、補助金加算の対象となる。

(1)　市内に住所を有する個人
(2)　市内に事業所等を有し、市内で活動する団体
※　他団体からこの補助金に類似する大会出場補助金等を受けて出場する者は、対象としない。

■対象大会

次の各号に掲げるものとする。ただし、当該大会の補助対象者が出場する競技の会場が市内で行われる場合を除く。

(1)　熊本県民体育祭又は熊本県陸上連盟主催駅伝大会
(2)　公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体（下部組織を含む。）及び地方公共団体が主催し、共催し、又は後援するスポーツ大会であって、地方ブロック大会の予選会又は選考会の手続きを経て開催される九州大会、西日本大会、全国大会又は国際大会
(3)　その他市長が前号と同等と認める大会

■補助金額等

<table>
<tr><th>補助対象大会</th><th>補助対象経費</th><th>人数及び支給回数の上限</th><th>開催場所</th><th>補助金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">日本代表及び日本選抜として出場する国際大会</td><td rowspan="6">交通費
宿泊費
《対象となる交通費》
①公共交通機関を利用の場合の経費
②車両の借り上げ料（レンタカー・個人車両）燃料費含む
③高速道路使用料</td><td rowspan="2">同一団体への支給は、10人（監督及びコーチを含む。）を上限とし、団体、個人とも支給回数は、同一年度内において1回を上限とする。</td><td>国外</td><td>１人当たり
30,000円</td></tr>
<tr><td>国内</td><td>１人当たり
10,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全国大会</td><td rowspan="2">同一団体への支給は、10人（監督及びコーチを含む。）を上限とし、団体、個人とも支給回数は、同一年度内において２回を上限とする。</td><td>全国
（沖縄県を含む）</td><td>１人当たり
10,000円</td></tr>
<tr><td>九州地区
（沖縄県を除く）</td><td>１人当たり
5,000円</td></tr>
<tr><td>九州大会
西日本大会</td><td>同一団体への支給は、10人（監督及びコーチを含む。）を上限とし、団体、個人とも支給回数は、同一年度内において２回を上限とする。</td><td>西日本</td><td>１人当たり
5,000円</td></tr>
<tr><td>県民体育祭
県陸上連盟主催駅伝大会</td><td colspan="3">宇土市体育協会補助金交付要綱の規定による</td></tr>
</table>

ジュニアを対象とした補助金加算額は以下のとおり

<table>
<tr><th>補助対象大会</th><th>開催場所</th><th>加算額</th></tr>
<tr><td>日本代表及び日本選抜として出場する国際大会</td><td>国内</td><td>① 出場補助の加算額 １人当たり 10,000 円
② 宿泊加算額（大会前日から大会4日目までの宿泊分） 1人当たり 3,000 円／泊</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全国大会</td><td>下記以外</td><td>① 出場補助の加算額 １人当たり 10,000 円
② 宿泊加算額（大会前日から大会4日目までの宿泊分） 1人当たり 3,000 円／泊</td></tr>
<tr><td>九州地区
（沖縄県を除く）</td><td>宿泊加算額（大会初日から大会4日目までの宿泊分） 1人当たり 3,000 円／泊
※ただし、交通事情や特別な事情により大会前日に宿泊が必要な場合は、大会前日の宿泊についても加算対象とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">九州大会
西日本大会</td><td>下記以外</td><td>宿泊加算額（大会前日から大会4日目までの宿泊分） 1人当たり 3,000 円／泊</td></tr>
<tr><td>九州地区
（沖縄県を除く）</td><td>宿泊加算額（大会初日から大会4日目までの宿泊分） 1人当たり 3,000 円／泊
※ただし、交通事情や特別な事情により大会前日に宿泊が必要な場合は、大会前日の宿泊についても加算対象とする。</td></tr>
</table>

※ 宿泊加算額は、補助対象大会に出場（開会式等を含む。）した大会初日の宿泊を起点に算出し、当該大会に出場した最終日の宿泊は対象外とする。
※ ジュニアスポーツの場合、同一団体への支給は、大会要項に規定された登録人員のうち、選手 20 人を上限とし、監督、コーチ及びマネージャーのうち３人まで加えることができる。

■申請時期

随時受付（大会出場２週間前まで）

■根拠法令等

宇土市民スポーツ大会出場補助金交付要綱、
宇土市民スポーツ大会出場補助金の加算額（ジュニアスポーツ大会出場分）を定める要綱

９７．宇土市民芸術文化大会出場補助金

担当課：文化課　文化係

■目的及び概要

芸術文化の振興を図り、郷土愛を基にした豊かな市民生活が享受できる地域社会の実現を目的として、芸術文化大会の九州大会又はそれを超える規模の大会に、本市又は本市を含む広域的な地域の代表として出演する者等に対し、補助金を支給するもの。

■対象者

市内に住所を有する個人又は市内に事業所等を有し、市内で活動する芸術文化関係団体とする。ただし、他団体からこの補助金に類似する大会出場補助金等を受けて出場する者又は小学校の児童又は中学校の生徒が出演する大会で、市が別に定める宇土市立小・中学校補助金交付要綱（平成30年要綱第18号）による補助を受ける者は、対象としない。

■対象大会

公的機関又はこれに準ずる団体等が主催する芸術文化大会で、県大会等の予選（選抜を含む）を経て開催される九州大会、西日本大会、全国大会又は国際大会

※　ただし、当該大会の補助対象者が出場する競技の会場が市内で行われる場合を除く。

■補助金額等

次に掲げるものとする。ただし、小・中学校の大会にあっては、同表に掲げる人数の上限に含まれる指導者の人数に1人を加えることができる。又、補助対象者が団体である場合の補助対象経費は、当該団体に属する出場者のうち、市内に住所を有する者にかかる交通費及び宿泊費とする。

<table>
<tr><th>補助対象大会</th><th>補助対象経費</th><th>補助金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">日本代表及び日本選抜として出場する国際大会</td><td rowspan="6">交通費
宿泊費

≪対象となる交通費≫
①　公共交通機関を利用の場合の経費
②　車両の借上げ料（レンタカー･個人車両）燃料費含む
③　高速道路使用料</td><td>個人　国外：30,000円　国内：10,000円</td></tr>
<tr><td>団体（指導者を含む）
国外：1人30,000円（上限10人 300,000円）
国内：1人10,000円（上限10人 100,000円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全国大会</td><td>個人　10,000円</td></tr>
<tr><td>団体（指導者を含む）
1人　10,000円（上限10人 100,000円）
※ 全国大会が九州地区で開催される場合、九州大会出場補助金額をもって充てる（沖縄県を除く）</td></tr>
<tr><td>九州大会
西日本大会</td><td>個人　5,000円
団体（指導者を含む）
1人5,000円（上限10人 50,000円）</td></tr>
</table>

■申請時期

随時受付

■根拠法令等

宇土市民芸術文化大会出場補助金交付要綱